

三春町告示第63号

平成25年6月三春町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成25年5月28日

三春町長 鈴木 義 孝

- | | | |
|---|-----|-------------------|
| 1 | 日 時 | 平成25年6月6日（木）午前10時 |
| 2 | 場 所 | 三春町議会議場 |

平成25年6月6日、三春町議会6月定例会を三春町議会議場に招集した。

1 応招議員・不応招議員

1) 応招議員（16名）

1 番 陰 山 丈 夫	2 番 渡 辺 泰 譽	3 番 影 山 初 吉
4 番 佐 藤 弘	5 番 本 田 忠 良	6 番 日下部 三 枝
7 番 佐 藤 一 八	8 番 渡 辺 正 久	9 番 三 瓶 文 博
10 番 佐久間 正 俊	11 番 小 林 鶴 夫	12 番 橋 本 善 次
13 番 鈴 木 利 一	14 番 渡 邊 勝 雄	15 番 儀 同 公 治
16 番 本 多 一 安		

2) 不応招議員（なし）

2 会議に付した事件は次のとおりである。

- 議案第47号 専決処分につき議会の承認を求めることについて（三春町税条例の一部改正）
- 議案第48号 専決処分につき議会の承認を求めることについて（三春町税特別措置条例の一部改正）
- 議案第49号 三春町避難広場整備工事請負契約について
- 議案第50号 中郷地区仮置き場造成工事請負契約について
- 議案第51号 町道路線の認定について
- 議案第52号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第53号 三春町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第54号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第55号 三春町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第56号 三春町保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第57号 三春町介護保険条例及び三春町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第58号 三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第59号 三春町墓地条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第60号 三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第61号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 議案第62号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 議案第63号 平成25年度三春町一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第64号 平成25年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第65号 平成25年度三春町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第66号 平成25年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第67号 平成25年度三春町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第68号 平成25年度三春町下水道事業等会計補正予算（第1号）について

報告事項

- 報告第1号 平成24年度三春町一般会計予算繰越明許費の繰越しについて
- 報告第2号 平成24年度三春町一般会計予算事故繰越しについて

報告第 3 号 平成 2 4 年度三春町放射性物質対策特別会計予算繰越明許費の繰越しについて

平成25年6月6日（木曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 陰 山 丈 夫	2番 渡 辺 泰 譽	3番 影 山 初 吉
4番 佐 藤 弘	5番 本 田 忠 良	6番 日下部 三 枝
7番 佐 藤 一 八	8番 渡 辺 正 久	9番 三 瓶 文 博
10番 佐久間 正 俊	11番 小 林 鶴 夫	12番 橋 本 善 次
13番 鈴 木 利 一	14番 渡 邊 勝 雄	15番 儀 同 公 治
16番 本 多 一 安		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 橋 本 清 文 書記 近 内 信 二

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴 木 義 孝
副 町 長	橋 本 國 春

総 務 課 長	佐 久 間 收	財 務 課 長	鈴 木 正 人
住 民 課 長	工 藤 浩 之	除 染 対 策 課 長	村 田 浩 憲
税 務 課 長	佐久間 幸 久	保 健 福 祉 課 長	影 山 敏 夫
産 業 課 長	佐 藤 哲 郎	建 設 課 長	伊 藤 朗
会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	遠 藤 弘 子	企 業 局 長	増 子 伸 一

教育委員会委員長 （午前のみ）	武 地 優 子	教育委員会委員長 職務代理者 （午後のみ）	橋 本 稔
教 育 長	遠 藤 真 弘	教育次長兼教育課長	橋 本 良 孝
生涯学習課長	滝 波 広 寿		

農業委員会会長	宗 形 義 匡
---------	---------

代表監査委員	大 津 茂
--------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成25年6月6日（木曜日） 午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告

- 第 4 議案の提出
- 第 5 町長挨拶並びに提案理由の説明
- 第 6 議案の質疑
- 第 7 議案の委員会付託
- 第 8 陳情事件の委員会付託
- 第 9 報告事項
- 第 10 一般質問

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時)

……………・開 会 宣 言……………

○議長 おはようございます。本日は大変ご苦勞様でございます。
ただいまより、平成25年三春町議会6月定例会を開会いたします。
ただちに本日の会議を開きます。

……………・ 会議録署名議員の指名……………

○議長 日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、8番渡辺正久君、9番三瓶文博君のご両
名を指名いたします。

……………・ 会 期 の 決 定……………

○議長 日程第2により、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日より6月12日までの7日間といたしたいと思いますが、ご異議ありま
せんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。
よって本定例会の会期は、本日より6月12日までの7日間と決定いたしました。
なお、会期日程につきましては、お配りいたしました日程表のとおりといたしたいと思いたすの
で、ご了承願います。

……………・ 諸 般 の 報 告……………

○議長 日程第3により、諸般の報告をいたします。
出納検査の結果について、監査委員より、平成24年度第12回、平成25年度第1回、第2回
の出納検査報告がありましたので、その写しをお手元に配布しておきましたからご了承願います。

……………・ 議 案 の 提 出……………

○議長 日程第4により、議案の提出を行います。
提出議案は、お手元にお配りいたしました「議案第47号、専決処分につき議会の承認を求める
ことについて」から「議案第68号、平成25年度三春町下水道事業等会計補正予算(第1号)に
ついて」までの22議案であります。

……………・ 町長挨拶並びに提案理由の説明……………

○議長 日程第5により、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。
鈴木町長！

○町長 6月定例会の開会にあたり、現下の情勢と提出する議案の概要等について説明いた
します。

一昨年に発生した東日本大震災とその後の原発事故から、間もなく2年3ヶ月が経過しようとしております。

昨年度は、復興元年と位置づけ、除染作業に着手するとともに、風評被害を払拭するための食品等の徹底した放射性物質の検査等を実施したほか、小中学生のホールボディカウンターによる内部被ばく量の検査をはじめとした健康管理等に取り組み、さらには、三春町から元気を発信していこうと、季節ごとのイベントを通して、復旧・復興を広く内外にPRしてまいりました。

おかげさまで、今年度の滝桜観光では、昨年度を上回る約23万人が訪れ、2年目となる時代行列にはたくさんの方々のご参加を頂き、盛会裏に終了することができました。改めて、関係各位のご尽力に御礼を申し上げます。

放射性物質の対応については、震災直後とは異なる様々な課題が浮き彫りになる中、それらの不安を払拭するため、今年度も引き続き除染対策と風評被害の払拭等への取り組みを進めてまいります。

課題であった本格除染に伴う仮置き場の設置については、町内6地区で場所が決定し、住宅地除染モデル事業の結果を踏まえ、本年度より本格的な住宅地の除染に着手いたしました。農地についても、昨年度は、牧草地、普通畑など約140haの除染を実施しておりますが、引き続き取り組みを進めてまいります。

また、大震災を教訓とした、防災対策の強化による災害に強いまちづくりを推進し、町民生活に密着した基礎的自治体として、町民が安心して暮らすことができ、将来に希望が持てるように、これまでも増して町民の暮らしを支えることに重点をおいて取り組んでまいります。その一環として、災害時に備えた運動公園の避難広場や岩江地区防災コミュニティセンターの整備等に取り組むとともに、防災拠点として役場庁舎など公共施設の整備を具体的に推進してまいりますので、なお一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

それでは、今定例会に提案しました議案について、その概要を説明いたします。

配布いたしました議案書、議案説明書のとおり、専決処分につき承認を求める案件、避難広場整備工事請負契約、中郷地区仮置き場造成工事請負契約、町道路線の認定、条例の一部改正、人権擁護委員候補者の推薦、補正予算の6議案、さらに報告事項として、予算の繰越明許費の繰越しと事故繰越しの3件であります。補正予算につきましては、当初予算後に進展した事業などで、早急に措置すべき経費と、財源の確定があった事業を整理したものが主なものであります。

慎重に審議されまして、全議案可決、承認いただきますようお願い申し上げ、開会にあたってのあいさつといたします。

.....・ 議 案 の 質 疑 ・.....

○議長 日程第6により、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第47号から議案第68号までの提案理由の説明に対する質疑であります。

議案第47号、「専決処分につき議会の承認を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第48号、「専決処分につき議会の承認を求めることについて」を議題といたします。
これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第49号、「三春町避難広場整備工事請負契約について」を議題といたします。
これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第50号、「中郷地区仮置き場造成工事請負契約について」を議題といたします。
これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第51号、「町道路線の認定について」を議題といたします。
これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第52号、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題と
いたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

案第53号、「三春町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第54号、「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題
といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第55号、「三春町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例の制定について」を
議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第56号、「三春町保育所条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたしま
す。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 5 7 号、「三春町介護保険条例及び三春町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 5 8 号、「三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 5 9 号、「三春町墓地条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 6 0 号、「三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 6 1 号、「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 6 2 号、「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 6 3 号、「平成 2 5 年度三春町一般会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 6 4 号、「平成 2 5 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 6 5 号、「平成 2 5 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について」を議

題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第66号、「平成25年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第67号、「平成25年度三春町水道事業会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

収益的支出及び資本的収入支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第68号、「平成25年度三春町下水道等事業会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

収益的支出及び資本的収入支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

…………… 議案の委員会付託 ……………

○議長 日程第7により、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第47号から議案第68号までは、お手元にお配りいたしました議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会にそれぞれ付託することに決定をいたしました。

なお、付託以外の議案につきましても、各常任委員会において審査されるようお願いをいたします。

…………… 陳情事件の委員会付託 ……………

○議長 日程第8により、陳情事件の委員会付託を行います。

陳情事件の委員会付託につきましては、お手元にお配りしました陳情事件文書表のとおり、総務常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって陳情事件文書表のとおり、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、3月定例会において、継続審査となっている事件につきましても、審査されるようお願いをいたしておきます。

…………… 報告事項について ……………

○議長 日程第9、報告事項について。「報告第1号、平成24年度三春町一般会計予算繰越明許費の繰越しについて」、「報告第2号、平成24年度三春町一般会計予算事故繰越しに

ついて」、「報告第3号、平成24年度三春町放射性物質対策特別会計予算繰越明許費の繰越しについて」町長より報告がありましたので、お手元に配布しておきましたからご了承をお願いします。

..... 会 議 時 間 の 延 長

○議長 本日の会議時間は、審議の都合によって予め延長いたします。

..... 休 憩

○議長 ここで、暫時休憩いたします。再開は午後6時といたします。

(休憩 午前10時13分)

(再開 午後 6時00分)

..... 再 開

○議長 開会に先立ち、議長より一言申し上げたいと思います。

三春町議会では、開かれた議会の一環として、勤労者や若年層の議会傍聴の機会を設け、議会に対する理解を得ることを目的といたしまして、6月定例会においての一般質問は、夜間開催といたしております。

夜分、傍聴者の皆様方にも大変ご苦勞様ですが、本年も、本日と明日の2日間実施いたしますので、よろしくお願いをいたします。

なお、本定例会では、省エネ対策の一環としてクールビズを実施しております。ノーネクタイでの本会議といたしますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いを申し上げます。

○議長 会議に先立ち報告をいたします。

執行者側より、一身上の都合のため、武地優子教育委員会委員長が欠席となり、教育委員長代理として橋本稔教育委員会委員長職務代理者が出席する旨の届け出がありましたので報告をいたします。

○議長 それでは、休憩を閉じて再開いたします。

..... 議 案 の 提 出

○議長 お諮りいたします。

ただいま、町長から、議案第69号「町長等及び職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について」が提案されました。

これを日程に追加し、追加日程第10として議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第69号を日程に追加し、追加日程第10として議題とすることに決定をいたしました。

議案書を配布いたしますので、少々お待ち願います。

○議長 配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

..... 提案理由の説明

○議長 追加日程第11により提出議案の説明を求めます。

鈴木町長！

○町長 追加議案の説明をいたします。

議案69号、町長等及び職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について。

地方公務員の給与改定に関する取扱いについて、国家公務員の給与減額措置に準じて必要な措置を講ずるよう、閣議決定及び総務大臣要請等があったことにより、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における町長等及び職員の給与減額を実施するため、本条例を制定するものであります。

よろしくお願いいたします。

…………… 議 案 の 質 疑 ……………

○議長 追加日程第12により、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第69号の提案理由の説明に対する質疑であります。

○議長 議案第69号、「町長等及び職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

…………… 議案の委員会付託 ……………

○議長 追加日程第13により、議案の委員会付託について、ただいま議題となっております議案第69号については、総務常任委員会へ付託をしたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

…………… 一 般 質 問 ……………

○議長 追加日程第14により、一般質問を行います。

議会の申し合わせにより、一般質問は質問席において、一問一答により行います。

なお、従来、質問回数については、再々質問までとしておりましたが、更なる内容の充実を図るため、本定例会からは、試みとして、質問回数には制限を設けず、質問時間30分以内の時間制限で行います。

それでは、通告による質問を順次許します。

4番佐藤弘君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○4番(佐藤弘君) 先に通告してあります3件についてお尋ねいたします。

始めに、老人・高齢者福祉について、次の2点についてお尋ねいたします。

1点目は、団塊の世代が還暦を迎え、高齢者人口が増えつつある今日、今後10年間位で75歳の人数が最も多くなるのはいつなのか。

2点目は、それらに見合った介護施設などの検討や計画が必要と思いますが、どのように考えられているのか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長！

○保健福祉課長 質問にお答えいたします。

1点目の今後10年間位で75歳の人数が最も多くなるのは、11年後の平成36年になります。その人数は、現在64歳の方で383名になります。

2点目についてであります、介護保険事業計画は、3年ごとに定めることになっており、現在、第5期に入っております。計画内容については、要介護者の人数を推計し、個々のサービスの内容に即し、施設の整備計画等も含めて介護保険料を算定しているものであります。

なお、この計画の達成状況の管理点検には、8名で構成する三春町高齢者保健福祉計画等進行管理委員会が設置されております。

議員ご指摘の今後、高齢者が最も多くなる時期の介護施設などの必要性についてであります、次回の計画作成時には、今後の高齢者の人数の推移を認識し、将来を見据えた長期的な計画も視野に入れ、委員会の意見を聞きながら検討して参りたいと考えます。

さらに町では、現在各地で実施している「にこにこ元氣塾」などの介護予防事業のさらなる充実を図り、今後増加する高齢者に対する介護予防対策も引き続き推進して参りたいと考えております。

以上でございます・

○議長 再質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) 答弁の中で、さらにお聞きをしたいと思いますのは、当然11年後にはピークを迎えるといいますが、数にしても増えていくという中で、介護される数、ある意味では、健康な者の数については、まったく今の時点では予測が出来る話しではないと思うんですけども、いずれにしろ高齢者の人数が増えるということについては、それなりの対策をして行かなければならないだろうと。今の話しでありますとピークになる時期を考えながら、3年3年の計画をして行くという事でもありますので、それですでにお願いしたいと思っておりますけれども、特にですね、今も問題だと言われているのは、低所得者といいますがね、ようするに介護保険に入っている、いざ介護を受ける時には実費を出さなければならない。しかし、その金を出したんではとてもじゃないが生活がやって行けない。したがって、介護を受けられないと、こういう人がいると、こういう話しをよく聞くわけでありましてけれども、その辺を考えながらですね、軽費の老人ホームとかですね、そういうぎりぎりの段階と言いますか、生活保護を受ければそれはそれでなりますけれども、生活保護を受けられない、そのちょっと上と言いますかね、その低所得者の問題というのは、今でも問題だと思っておりますけれども、今後、ますますそういう傾向になる。特に国民年金なんかはそうだと思うんですけども、その辺についての考え方があればですね、お聞きをしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長！

○保健福祉課長 ただいまの質問にお答えいたします。

老人施設という、どうしても、やっぱり金額が高くなるものもございます。今おっしゃられた低所得者に対してですね、例えばいま言われた軽費老人ホームについてもですね、需要等を見まして、次期の計画作成が平成27年から平成29年の3年間になります。その計画を作成する時点で検討して行きたいと考えております。

以上でございます。

○議長 再々質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問に入る前に、大変申しわけございませんけれども、もう少しマイクに近づいた中でお話しをしていただければ幸いです。

それでは、第2の質問を許します。

○4番（佐藤弘君） 少子化対策について、次の3点についてお尋ねいたします。

1点目は、平成22年度から24年度における第1子・第2子・第3子の出生数の推移について。

2点目は、少子化に対する町独自の施策について。

3点目は、今後の課題があればお聞かせ願います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 4番議員の質問にお答えいたします。

まず、ご質問の出生数の推移についてお答えします。

平成22年度の出生数は126名で、うち第1子は51名、第2子は50名、第3子以降は25名であります。23年度の出生数は125名で、第1子56名、第2子35名、第3子以降は32名でした。24年度の出生数は116名で、第1子44名、第2子44名、第3子以降は28名となっております。

少子化に対する町独自の取り組みとしましては、出会いを作るためのハッピープロジェクト事業から始まり、子育てのサポート事業として第3子以降の児童について、町内保育所幼稚園の保育料無料化、町外私立幼稚園等の保育料及び在宅児童の育児支援助成金支給を実施しております。さらには、すべての子どもに2年間のすくすく赤ちゃん応援助成券の支給、ファミリーサポート事業利用料半額助成のほか、中学生までのインフルエンザワクチン助成や幼児期の無料フッ素塗布事業を継続しております。

また、安心して子育てできるサポートとして、5歳児発達相談や子育て講座など、きめ細やかな子育て支援に努めているところであります。

さて、今後の課題について、町は、限られた財源の中で、実現可能な多くの事業に取り組んでおりますが、財政的にも限界があります。町では、5月に少子化担当大臣に対し、幼児教育・保育料の無償化、小中学校児童・生徒の給食費無償化などの項目について要望をしたところであります。

少子化対策は、国策として県などと共に取り組む課題であると認識しております。今般、国が第3子以降幼児教育の無償化、さらには第2子の半額化に向け協議されている旨の報道がありましたが、今後の国・県の施策の動向に期待しつつ、町としても現在の少子化対策事業を継続して参りたいと考えております。

○議長 再質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番（佐藤弘君） 今後の課題でありますけれども、この22年度から24年度の3年間なんですけれども、前にも少子化の問題でお尋ねをいたしました。三春町は特に第3子について、今お話しがありましたように保育料の無料などを取り入れて、とにかく3人目を産んでもらわないと少子化に歯止めがかからないんじゃないかと、こういうような独自の一つの施策をやっているということの話しがありまして、私の方からは、第3子でなくて問題なのは第2子、2番目をまず産んでもらわないと3番目はないんじゃないかと、その辺についてどう考えるのか、という質問をいたしました。その時は、町長の方から「いや、やっぱり3人だ」とこういうようなことで言われたんであります。ただ、この間、3年間ですけれども、全体的には、やはり子どもが減っていることは事実でありますけれども、1子が減

れば2子が減る。2子が減れば3子が減る。当然の話しになるわけでありますけれども、やはり2番目が減っているということは、やっぱりかなり私としては、気になるというか、今後の施策としては、やっぱりこの2番目を産んでもらうというところに力点を置くべきではないかと思うんです。ただ、今の答弁ですと国の施策を含めて考えて行きたいと、こういうことですので、国が2番目に力を入れてそれなりの対応をするという事であれば、当然現在のね、町のやりかたについて、私はベターだと思っていないのは、やっぱり金のばらまき等については、町はやっぱりすべきではない。国がすべきだと私は基本的に思っております。ただ、国がしなければ、やっぱり町が考えざるを得ないだろうと、こう思いながら質問をしておりますので、その辺、国が結論を出せなければ、町でそういう方向でもやっぱり考えて行くのかどうなのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 ただいまも申し上げましたようにですね、3年間の出生数の数を見ましても、1子2子はそんなに大きくは変わっておりません。つまり、これは夫婦として2子までは、2人は子どもが欲しいというかね、そういう考えに立ってのことなんだろうと、そういうふうに思っております。それから、国もですね、第3子から無償化を検討しているということは、やはり、第3子から非常に重要視していると、こういうふうな表れではないかと、このように思います。

それから、いま4番議員は「町がばらまきをすべきでない」という話しをおっしゃったと、こういうふうに受け止めたけれども、町は少子化対策、子育て支援、非常に重要だと思っております。本来、国がやるべき事なんですけれども、国や県がやらないから、町が一足先に取り組んだと、こういうふうにご理解を頂きたいと思います。ばらまきとは思っておりません。

○議長 再々質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番（佐藤弘君） 今、町としてはばらまきだとは思っていないと、こういうことでありますけれども、一般的には、言葉が良いのか悪いのか別として、ばらまきというような言葉を使われているのは事実であります。

ただ、問題なのは、国が第3子におもむきを置いて無料化をするという事であれば、町は第3子に対する無料化の施策は取り消しと、こういうことに当然なるだろうと、であれば、その分を第2子にという考えがあるのかどうなのか、というふうにお尋ねをしたつもりでありますので、その辺についてもう一度答弁をお願いしたい。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 まだ、国の方がはっきり決まったわけでありませんので、その辺について、今町がどうこうすると、ここではっきり申し上げるという状況にはありませんので、ご理解を頂きたいと思います。

○議長 よろしいですか。

第3の質問を許します。

○4番（佐藤弘君） 最後に、保育所の民営化等について2点お尋ねいたします。

1点目は、第1保育所における0歳児のサービスは永年の課題であります、指定管理者

導入の際に考えるべきと思いますがいかがでしょうか。

2点目は、今定例会に保育所の指定管理者制度導入の為の条例改正の議案が提出されましたが、保護者の方の理解が得られたのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 4番議員のご質問にお答えいたします。

1点目のご質問についてですが、町内での0歳児の保育については、町立の第2保育所と、学校法人で経営している保育園で実施しております。第1保育所は、1歳から就学前までの幼児を保育する施設です。0歳児保育については、保育室等施設の面から難しいと考えております。なお、0歳児の保育については、施設の受け入れ状況、民間事業者の動向等を踏まえながら考えていく必要があると考えております。

また、政府は、働く女性の支援の観点から、育児休業の期間の延長等制度改正について検討を進めると報道されております。0歳児保育については、このようなことも考慮する必要があると考えております。

2点目のご質問についてですが、保育所の公設民営化を含めた今後の保育所・幼稚園の方向性についての説明会を5月9日から5月18日にかけて、4ヶ所で開催させていただきました。説明会において、保護者の皆様から、指定管理者制度の導入による保育所の公設民営化について、反対するような意見はなかったと認識しております。また、欠席された保護者にも、資料を配布いたしましたが、その後も反対意見は寄せられておりません。ご理解いただいているものと認識しております。

○議長 再質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番（佐藤弘君） まず、1点目の0歳児の件なんですけれども、三春町にある幼稚園、それから、第2保育所等について0歳児はいまあったようです。第1保育所で0歳児を預かっていない。したがって、第1保育所の定数は120ね、多いんですけれども、1子になるか2子になるかは別として、上の子を預かってもらって2番目が生まれた。この2番目に生まれた0歳児を預けたいとした場合に、第1保育所では扱っていない。したがって、第2保育所または幼稚園の紹介をして終わりというのが現状ではないのか。したがって、上の子も一緒にしないとばらばらになるわけですね。幼稚園に仮に0歳児をやれば、保育所に出している子どもも幼稚園と一緒に、こういうのが当たり前になる。別々に子どもをというふうにはならない。第2保育所で扱っていますから第2保育所に、だけど0歳児は第2保育所、その上は、それでは町としては特別その上の子どもも第2に入れるようにします。そうすると今まで2年も3年もある意味では、一緒にいて友達もできて、来年もう1年過ぎると学校に上がる。したがって、友達ができてもう1年なのに、移すことはなかなか難しい、ということで0歳児を預けるのを断念した保護者の方もいることは事実です。したがって、ここで私が言いたいのは、単に0歳児を預ける所があるからそれで良いんだという事じゃなくて、第2にあるならば第1にも、公平にサービスをまずはしようじゃないですか。こういうことでお聞きをしている。したがって、丁度、民営化をしたいと、こういうことですので、それと含めて、やっぱりそういう機会にですね、検討していただけないか、ということで質問しておりますので、もう一度、答弁をお願いします。

2番目の件なんですけれども、保護者の理解が得られたのかということで、今の話しです

と5月9日から18日までやりまして反対する意見がなかった。欠席者についても、特にないんで理解を頂いている。こういうことの答弁なんですけれども、そういう判断をしたのはいつ判断をしたのか。まず、お尋ねをしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 まず、1点目の0歳児を第1保育所でということですが、先ほどと同じ答弁になりますけども、施設のうえでですね、あそこで0歳児を扱うスペースがございませんので、現時点では難しいというふうに思っております。将来につきまして、また今のようですね、事例があればですね、考えて行くべきかと思っております。

第2点目のいつの時点かということですが、全員協議会という場でも申し上げましたけども、その後ですね、第1保育所、それから第2保育所、北保育所、岩江幼稚園と4ヶ所でやりましたけども、その後、第1保育所がやっぱり当事者でございますので、第1保育所の遠足ですね、この機会にも「会長さん方に意見をお尋ねしてください」と頼みましたので、5月末の時点でそのように判断いたしました。

以上でございます。

○議長 再々質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番（佐藤弘君） 1点目の0歳児件ですけれども、スペースがない。難しいと、スペースがなければ造れば良いんじゃないの。これ、端的な保護者の声だと思うんです。なぜ、造ろうとしないのか。やろうとしないのか。お尋ねをしたい。

2番目のですね、最終的に理解を得たと判断したのは5月末だと、こういうことですね。5月末というのは、何日のことを言っているのか。一つは、第1保育所の説明会、保護者の数が23人で説明会、説明に参加できなかった保護者については、当日説明した資料等を各保護者の方に配ってですね、意見等あればお出してください。これが5月中だと、これが5月21日の全員協議会で説明を受けたわけです。したがって、5月31日過ぎてから何もなかったということであれば理解を得たと、こういうことになると思うんですね。今の話しですと5月末だと、5月中にもう判断をしている。そして、今回指定管理者導入の条例改正、この条例改正は6月に入ってから提出をされているわけじゃないですよ。もう、1週間前に議案は提出をされているんです。理解を得られない中で議案を提出したという、そのことについてはどう考えているのかお尋ねをいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 1点目の0歳児の第1保育所でございますが、町としてはですね、全体を見渡して0歳児保育について考えていくべきと考えております。先ほどのような特別な件もあろうかと思いますが、昨年度ですね、いわゆる0歳児の待機児童というのはございません。今年度も、もちろん始まったばかりですのでございません。という視点から見てですね、第1保育所に早急にですね、施設を造って、そして0歳児から預かるという状況に差し迫っているという感じは持っておりませんので、来年度から0歳児保育についてですね、第1保育所で開始するということにはならないというふうに思っております。

それから、もう一つの2点目のですね、いつ判断したか、ということですが、5月末という表現にさせていただきましたけども、非常にそのへんは微妙なところで、こちら

も判断に苦しんでおりましたが、5月のですね、当事者の9日の段階の雰囲気とかですね、それから、その後、何もアクションがございましたので、そういうところで判断をさせて頂いております。

以上です。

○議長 はい、佐藤弘君！

○4番（佐藤弘君） 答弁になっていないのでお聞きをしますけれども、1番の件なんですけれども、待機がない、本当に待機がないのか。要するに4月から3月まで1年間、その前に募集をして入れる。ところが、子どもが生まれるのはいつだか分からない。6月頃に生まれた。途中から入れようとしたら、もう目一杯である。仮にその子を入れれば、保育士を1人採用しなきゃならない。したがって、難しいから断る。そういう中身があるんじゃないか。また、先ほど言いましたとおり、途中で言われて「ダメよ」と、その方が次の年に申し出をしているのか。要するに、基本的に言っているのは、あくまでも第1保育所の保護者の0歳児の問題ですよ、私がずっと言っているのは。全然関係ない0歳児の方はまた別だと思うんですけれども、そういう中で諦めて、次はもう上に子どもがいますから、言ってもどうしようもない。そういうのをきちっと把握をされているのか。今の話しだと、ただ待機がないから考えるべきではいと、こういう話しですけれども、待機がいるかいらないか、申し出があって話しをしたけれども本人が諦めてしまった。そういう把握をしているかどうか。そういう事に触れないで、待機がないから良いんだというのは、ちょっと問題ではないかと思います。

もう一つは、雰囲気で判断をした。5月一杯と保護者に言いながら、5月過ぎない中で判断を勝手にすること事態、やっぱり問題ではないのか。1日2日なぜ待てないのか。6月定例会にかける、もうそのことありきで進められているのか。5月21日の全協の中で、今後のスケジュールで、6月定例会に条例改正をかけますよという、もうここで説明をしているんですよ、今後の日程で。したがって、保護者が理解をしようがしまいが、ありきで進められているということが明らかではないのか。このことについて、どう考えるのか、もう一度ですね、明快な答弁をお願いしたい。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 それでは申し上げます。

その日程的にですね、すません。判断の方ですね、判断の方を申し上げます。判断したのはですね、確かに日程的によく考えて言いますと、9月の議会です、指定管理者の承認をいただかなければならないんですよ。9月に承認いただかないと来年度からの実施は難しいという状況がまずございます。そして、先ほど申し上げましたように、第1保育所の例を申し上げますと最後の雰囲気もですね、非常にあの、会長さんがまとめていただいて、「これを推進していただくようにして良いんですね」という確認をいただいております。そんなこともございました。そして今回、この6月議会で改正を今回しないとですね、指定管理者が第1保育所を運営するということが出来ません。つまり、先に進めない。保護者がですね、理解をいただいているにも関わらず、そこの日程のところですね、詰まってしまって、保護者はある意味期待していたというふうに思いますので、そこで詰まってしまってはいけないということで、非常に難しい、日程的には難しかったと思いますけれども、判断は間違っ

ていなかったというふうに思っております。今回、指定管理者が第1保育所を運営できるという条例を通していただいておりますね、そして早速、仕様書ですね、そういう物を作って、そして7月中旬に指定管理者に、候補者の方々にですね、1ヶ月を掛けて募集して、ということを考えて参りますと日程的には大変詰まっていると、いう状況がありましたので、確かにぎりぎりのとことです、判断をさせていただきましたけれども、判断そのものが間違っているとは思っておりません。

それから、0歳児の件ですけれども、第1保育所ですね、私担当の方から聞いて参りました。確かに2年ほど前ですかね、議員さんが言われるように、第1保育所で預けたいけれども預けられなかった事例が一つある、というふうに伺っております。ただですね、今のところ、先ほどから繰り返しになりますが、0歳児を扱う時にですね、第1保育所で、または他の所ですね、待機児童がいるという状況にはなくですね、現在は学校法人の保育園も認可保育所のなっておりますので、私どもと緊密に連携を図ってですね、そちらの方に預けたりしております、差し迫ってそういう状況にあるとは認識しておりません。これは繰り返しになります。

よろしくお願いいたします。

○議長　　ございますか。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君)　あの、答弁になってない、と言うのは、再々で1番目の0歳児の問題から言えばですね、待機がない、それだけのニーズがない、ということ、待機がないということはそうだと思うんでしょうね。1番最初の答弁は、どういうことを言っているのか。「施設の面で難しい、スペースがない」。スペースがあればやるのか、ということですよ。それを聞いていくと、待機がない。最初から、待機がなければ、「待機児童はいないんです。したがって、サービスする。造る。そういう事にはならないんです。」、となぜ最初にそういう答弁をしないのか。おかしいんじゃないですか。スペースがない理由なら、スペースを造れば良いんですよ。それを聞かれると今度は、「ああだ、こうだ、最終的には待機がない。」とかと言う。どうも答弁が私はスッキリしない。

2点目のことなんですけれども、やっぱりあり気でしょう。9月の議会にかけないとだめだから判断したんだよ、というのはあり気でしょうと、私は聞いているわけですから。したがって、「5月末」なんて保護者に言わないで、「5月の20日まで意見があつたら出してください。」と言えば、良かったのではないですか。「5月末まで」と言いながら、末が来ない中で判断するというのは、そして今の説明だとまさに9月にやらないと出来ない。やるために判断したと、こんなバカな話しはないと思うんです。昨年は「理解を得られないから1年延ばす。」と明快に言っているんですよ。今年は「理解が得られようが、得られまいが、こちらで判断をしてやりますよ。」こういうことでしょう。

どうなんですか。もう一度、きちっと答弁をお願いしたい。

○議長　　当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長　　それでは、待機の件について申し上げます。0歳児の件について申し上げます、よく聞いていただきたいのですが、私、「施設が難しいと考えております。」と言いまして、その後、「なお、施設の受け入れ状況、それから民間事業者の動向等を踏まえながら考え

ていかなければならない。」併せて育児休業も延ばそうと国が言っておりますので、それは当然な話で、小さいお子さんをですね、預ける親の身なってみるとですね、つらいものがあると思います。本来であれば、自分がね育てたい。そういう制度もですね、国の方で考えているとも併せて考えて行きたいと答弁しておりまして、再質問で問われたので、そういう実態を申し上げたという形でございます。

それから、末日までですか、待てなかったのか、という事でございますけども、先ほどから繰り返しになりますけども、保護者はもうある程度期待しているんですね、来年度から。そこをですね、待つことによって出来なかったということは保護者に対して、逆に私は失礼だというふうに思っております。ですから、確かに期日については、行き違いがあったというふうに思っておりますけれども、保護者のある意味期待に応えるには、今回出さなければ間に合わない、ということでもありますので、この結論については、決して間違っているとは私は思っておりません。繰り返しになります。

以上です。

○議長 ありますか。

佐藤弘君！

○4番（佐藤弘君） 何回言ってもすれ違いのようであります。

1番目の0歳児の問題。第1保育所の0歳児の問題と私は質問してますよね。受入面、これは一般の0歳児を預かりたいという受入で答弁しているんじゃないですか。育児休業もそうでしょう。第1保育所に今子どもをやっている親が0歳児を預けたい時に「はい、第2保育所あります。幼稚園あります。」こんな事で良いんですか、と私は聞いているんです。したがって、第1保育所にも欲しいんじゃないですか。

育児休業の問題。これは、よっぽどの会社でないと育児休業なんてないですよ。後は会社勤めでない自営業であればないですよ。だから、こういうことは理由にならない理由をなぜ言っているんですか。一般的なのは、当然始めての子どもをお願いします、「第2保育所で預かっています」、「今いっぱいだから、幼稚園でも預かっていますよ。」これはこれで私は別にそれが問題だなんて言ってません。第1保育所の子ども、2番目3番目の子どもが0歳児で預けたいという時に預けられない状態ではないのか、と言っているんです。他に第2に行けばいいなどという、そういう事ではないだろうと思います。

それから、2番目の問題。これ、私はですね、「9月あり気でやっているんでしょう」と何回も聞いているわけです。これには、まったく応えようとなぜしないんですか。あり気の問題は保護者はあり気ではないですよ。保護者は素直に説明を聞いて疑問があれば疑問、出来ませんよと言われてれば、何回言ってもしょうがないのかな、と諦めている親もいっぱいいるですよ。そのことについて、私はうんぬん言っているんじゃない。やり方、あり方について問題があるんじゃないのと言っているだけ。なぜそれを認めようとしません。それを保護者のせいになぜすり替えるんですか。保護者が期待しているからと、期待しているというのはいつ判断しているんですか。保護者に「あんたらみんな期待してんの」と聞いて「期待しているよ」と言われて判断しているわけではないでしょう。5月いっぱいと言いながら5月いっぱい待たないで、みんな期待しているからやるからね、一方的でしょう。説明も「9月の議会に出さないとだめだから、いまやらなきゃいけない。」と言っているんでしょう。誰が見たってあり気でしょうって。「そうです」となぜ言えないの。おかしいじゃないですか。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 私から答弁したいと思いますが、第1保育所については町としては、0歳児を扱うということは、まったく考えておりません。

それから、議会にもこの件についてのスケジュールは、全協あたりで説明されたというふうに報告を頂いておりますけれども、来年度から実施をしたいと、そのためには、逆算してきた場合には9月の議会、そして今回の6月の議会、これらでそれらに関する事務手続きを進めなければならない。それをあり気とかあり気でないとかという議論とは、まだ私は次元が違うと、そのように思っておりますので、ご理解を頂きたいと思います。

○議長 ございますか。

佐藤弘君！

○4番（佐藤弘君） 時間もあと7分位しかないのであれなんですけれども、0歳児を町としては考えていない。今始めて聞く話のようになるんですけれども、前に0歳児の質問をした時もそういう話しはなかった。今日の教育長の答弁の中にもまったくそういう話しはなかった。いきなり、町としては考えていない。最初からなぜそういう話しにならないのか。町と教育委員会というのはどういうふうに、保護者から不信を買うだけですよね。教育長の答弁をそのことについて、もう一回お願いします。

来年からやるよ、それは良いと思うんです。やるために反対に考えていけば、9月の定例会でやんなきゃ、そういうスケジュール、それは良いと思う。しかし、問題なのは、保護者の理解なくともやると言うのか、そこだけはっきりしてくださいよ。去年は、「保護者の理解が得られないから延ばす。」と言ったんですよ。そして、延ばしてきたんですよ。今回は、「来年やると決めているんだから保護者の理解は関係ないんだ。」というような今の答弁になりますよ。答えてくださいよ。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 再三申し上げておりますが、理解を得られましたので前に進まさせていただきます。保護者の理解を得たというふうに思っております。認識しております。

それから、0歳児についてはですね、先ほどから、最初からですね、難しいという言葉を使っております。現在のところ施設の面から難しい。それで、なぜ私が責められるかよく分からないですけれども、日本語として正しく言っております。

よろしく願いいたします。

○議長 佐藤弘君！

○4番（佐藤弘君） 私、聞いたのはですね、町はやらないと言ってんだよね。教育長は施設の面で難しいから出来ないというのはぜんぜん違うんだよね。0歳児を扱うというのはまったく町は言っているんです。「その辺の違いはどうなんですか。」と今聞いているんですけれども、答弁にはなっていないですよ。

それから、「理解を得られたと思う」、それはおかしいでしょうって。5月末までに、「言ってくださいよ」、それを待たないで判断する事態がおかしいと思っていないんですか。保護者に対して何と説明すんですか。その辺が勝手に判断をしているだけでしょう。スケジュールがそうであればそれに合わせてちゃんとスケジュールも立てるのが当たり前でしょう。5月

いっぱい待って6月始めに何もなかった。理解が得られた。そうなれば、我々だって、そうだね。何もなかったんだね。直ぐやっぱり、やらなきゃならないから、途中なんですけれども臨時議会を開いてもらって、この件だけでも。やり方はいっぱいあるでしょう。なぜ、「保護者の方に言った期間を待たずに勝手に判断しているんですか。」と聞いているんです。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 0歳児の第1保育所、私は「難しい」と言葉を使って、町長は「つくらない」と、これはですね、日本語のあやと言うのでしょうか、同じ言葉を使わなければ、町と教育委員会が違うことを言っているというふうには私は思いません。「難しい」というのは別な言葉で言えば「つくれない」といことだと思います。

それから、保護者の理解についてですけれども、先ほど申し上げましたようにですね、反対するような意見はございませんので、推進させていただきたいと思います。

○議長 3分間残されておりますが、いかがいたしましょうか。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) ぜんぜん答弁になっていないんじゃないの。理解されるかされないかというのは31日過ぎないとだめなんでしょう。そういうふうに教育員会で周知したんでしょう。全員協議会でもそういう話しをしたでしょう。5月いっぱい。議員の皆さんについてもそういうことを言いながら、5月31日にならないなかで判断した。それが正しい。そんな議会をバカにしたような発言は、やっぱり止めて欲しい。きちっとルールに従ってやっていただきたいと思います。どうなんですか。

○議長 答弁ございますか。

遠藤教育長！

○教育長 これまでも議会を尊重して教育行政をさせていただいております。今後とも同様でございます。決して軽視はしておりません。

よろしくご理解をお願いいたします。

○議長 よろしいですか。

はい、佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) いや、全員協議会の中で、「31日、5月いっぱいあります。それから判断する。」という中身で発言したことについて、どう考えているんですか。最後にお尋ねします。

○議長 遠藤教育長、ありますか。

○教育長 日付につきましては、私も31日と言ったかどうか。私ではなくて次長の方で説明しましたので、記憶にございませんが、もしそういうことで言ったのであれば、謝罪をさせていただきます。正しい日付ではなかったと思います。

○議長 はい、佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) 今更、しらばつくれる発言は止めていただきたいと思いますけども、「記憶にない」私はそんな発言はおかしいと思いますよ。じゃあ、日付はいつですか。本当に最後に聞きます。

○議長 遠藤教育長！

○教育長 私の記憶では、「末日」ではなくて「末」と次長は言いましたし、私もそういう認識であります。議員さんが、「末日」と言うものですから、そのようであったかも知れない

と思って、そのように円満にまとめたいと思って、そう言うだけです。私は「末」だというふうに言ったと思っております。

○議長　　よろしいですね。

○議長　　1 1 番小林鶴夫君、質問席に登壇願います。

第 1 の質問を許します。

○1 1 番（小林鶴夫君）　議長の許可の下、先に通告いたしました 2 点について質問いたします。

始めは、第 6 次長期計画の見直しと仕上げについて質問いたします。

第 6 次三春町長期計画を開きますと、本日も持って参りましたが、目的には三春町の目指す姿を長期的な視点で見据え、まちづくりを計画的に体系的に進めるための指針となるもので、この計画に基づき具体的な事業計画等を策定、見直すとあり、期間は平成 1 8 年から 2 7 年までの 1 0 年間となっております。長期計画に対しましては、議員になってから約 6 年経ちますが、何回か質問しております。始めの頃にですね、1 0 年の長期に渡るのであれば 3 年毎に、前期・中期・後期と区切ってですね、実施計画を作って管理して、最後の 1 年を第 6 次の検証と第 7 次長期計画の策定にしてはと提言して参りましたが、中間年の 5 年度から、即ち平成 2 2 年度に検証し見直しを実施するとのことでした。

1 番目に、中間年で五つの目標にですね、1 8 5 の事業を進行管理中であったと聞いております。中間年にはですね、どのような事業が見直されたのか。その見直した理由。終了した事業内容、それから追加した事業内容等があれば伺いたします。また、それらはですね、「結果は振興対策審議会や議会全員協議会で報告する。」との答弁されておりますが、それらは、どのように公表されたのか伺いたします。

2 番目に、役場庁舎の建替えや図書館や児童館等の公共施設の整備については、第 6 次計画の原案には一切記載されておられません。それらについては、見直しを行って追加する必要があると考えますが町の考えをお聞かせください。

3 番目に第 6 次長期計画もですね、小学校中学校の再編、統廃合、跡地施設の利用が掲げられております。中学校につきましては、ご存知の通り、この 4 月に開校した新三春中学校と岩江中学校に統合されました。閉校となった中学校の利活用は、決まっている学校もあります。一方、まだ決まっていない学校もございます。これからの小学校の児童生徒に、望ましい教育環境をどのように整備していく方針なのか、小学校の再編も含めてお聞かせ願いたいと思います。

4 番目に、第 6 次長期計画にもですね、近い将来、宮城県沖の地震が発生するのではと書いてございます。まさにですね、平成 2 3 年 3 月 1 1 日に東日本大震災が起きてしまいました。しかし、原発事故はまったく計画でももちろん予知されておられません。大変な事故となっていました。これに伴うですね、放射能対策にはですね、多大な時間と費用を要しております。そして、この結果として、西部工業団にはですね、県の環境創造センターが建設することになりました。放射能対策やこの環境創造センター整備への支援等もですね、長期計画に追加する必要があるのではないかなと考えておりますけれども、町の考えをお聞かせ願います。

5 番目に、第 6 次の長期計画は成 2 8 年 3 月までですので、残り 2 年と 1 0 ヶ月となりました。平成 2 7 年 3 月までをですね、仕上げの期間といたしまして、最後の 1 年に第 6 次計画の検証と第 7 次計画のをですね、余裕を持って立案すべきと思いますが、町の考えをお聞かせ願います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 11番議員の質問にお答えいたします。

ご質問の1点目の第6次長期計画の検証と見直しについてであります。平成18年度から平成22年度まで毎年度進行管理を行い、中間年度である平成22年度末に、見直しに着手しようとしたところ、ちょうど東日本大震災が発生いたしました。緊急性の高い震災業務への対応のため、中長期的な基本計画及び事業の見直しは行わず、毎年度の重点施策の推進により対応してきたところであります。

終了した事業内容についてであります。長期計画の中で事業の完成を目標として掲げているもので、現時点で終了したものとしては、町立三春病院の設置、国道288号バイパスの完成、光ファイバー整備による高速インターネット全地域利用等があげられます。追加した事業内容については、事業の見直しによらず、緊急策として毎年度の重点施策の策定により、除染対策等を追加してきたところであります。

なお、原子力放射能汚染の被害が現在も町に爪痕を残している現状を考えると、除染対策や風評被害払拭等の施策を新しい長期計画に位置付け、計画的に行う必要があると考えております。このように鑑みると、第6次長期計画が残り2年余りになっていることから、現行の第6次長期計画の見直しのみならず、第7次長期計画の前倒しを含めた計画の見直しの着手を今年度中に行うべきと考えております。

ご質問の2点目の役場庁舎の建替え等の公共施設整備についてであります。第7次長期計画の前倒しを含めた計画の見直し時に反映させたいと考えております。

3点目の児童に対する教育環境整備についてであります。第6次長期計画の基本計画の一つとして、学校教育の充実があり、事業として学校・地域における子どもの安全対策を体系化しているところであります。この点、平成25年度重点施策においても記載しており、児童の安全確保・教育環境の向上をめざし、三春小学校の耐震化・沢石小学校を旧沢石中施設へ移転させる等の施策を行い、小学校の児童にとって望ましい教育環境を整えて参りたいと考えております。

4点目の放射能対策や県環境創造センター整備への支援についてであります。第7次長期計画の前倒しを含めた長期計画の見直し時に検討したいと考えます。

5点目の長期計画の進行管理についてであります。先ほど申し上げましたように、今年度中に現行の第6次長期計画の進行管理をとりまとめ、第7次長期計画の前倒しを含めた長期計画の見直しを行って参りたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 再質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番（小林鶴夫君） ただいまの答弁によりますと、第6次長期計画を見直すのではなく、第7次長期計画を今年度前倒しして行うということでございますので、それも一つの策かなと思いますので、第7次長期計画のですね、前倒し作成をよろしくお願い申し上げます。

第7次長期計画の作成にあたりましてはですね、どういうメンバーで行うのか。これからの問題だと思いますけれども、私は町民の委員の方がですね、たくさん入れるような方式というのですね、そういうような構成を考えていただきたいと思います。実は、第6次長期計画の時は、町民の公募のメンバーは何人の枠があったのか知りませんでしたけれども、私と佐藤恵美子さんの2人、実は私も佐藤恵美子さんですね、表向き公募になっております

けれども、実質的にはある程度町から依頼をされて対応したという経過がございますので、第7次長期計画ではですね、多くの町民の方が参加できるようなスタイルを考えていただきたいなと思っております。それが1点。

それから、小学校中学校についてはですね、素晴らしい学校ができて、ほぼ完成ということ。小学校につきましては、今いろいろ安全の面これにも、もちろん書いてございますけれども、少子化、人口の問題も含めてですね、人口減の問題を含めて、将来どういうふうな検討をされるのかですね、小学校も中学校と同じような再編等を考えているのかどうかも、これから教育委員会等の打ち合わせもございまして、何かお考えがございましたらお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 第7次長期計画について、できるだけ多くの町民の参加をとこういう話しであります、これから具体化するわけありますので、一つの意見として聞かしていただきたいなとこういうふうに思います。

それから、小学校についてでありますけれども、今までも一般質問で小学校の再編についてご質問ありましたけれども、その場でも申し上げておりましたが、小学校は中学校とは違います。詳しいことは申し上げませんが、そういう観点からですね、町から小学校の再編を進めるという考え方で話しを切り出すといふかね、それぞれの関係する地区に話しを進めるという考え方は、現在のところまったく持っておりません。

○議長 再々質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番（小林鶴夫君） 今の答弁とは別の問題になりますけれども、現在ですね、役場庁舎の件に関しまして、長い間、三春のまちづくりに携っていただいた東京大学の渡辺定夫先生にもアドバイスを現在いただいている。先日もですね、役場内でその講演会がございました。渡辺定夫先生もですね、これからの三春を考えた場合ですね、桜に次ぐ、要するに春の観光に次ぐ第2の産業を考えるべきだというようなお話しをされておりました。第7次長期計画ではですね、この第2のですね、産業をですね、やはり真剣になって考えいかなければいけないのではないかと思います。

それから、この次の1番議員の質問にも関連しますけれども、いわゆる人口減対策。これは、以前の定例会でも質問し、大変難しい問題であると、この答弁は分かりますけれども、それでもですね、人口減対策というものもですね、考えて行くべきだなと思っておりますので、第7次長期計画にはですね、この2点をですね、十分考えていただきたいと思っておりますので、町の考えをお伺いいたします。

○議長 小林議員、東京に向かっているのに何か青森の方に向いているような気がしますので、答弁は私の方で許可をいたしません。

○議長 それでは、第2の質問を許します。

○11番（小林鶴夫君） 2番目は、防災行政無線についてお聞きいたします。

昨年の6月議会で、三春町の防災行政デジタル無線施設整備といたしまして、1億7,500万円です、親局の設備と中継局のデジタル化で既設屋外拡声子局9ヶ所のデジタル化、更にデジタル式屋外子局をですね、12ヶ所新設してですね、デジタル式拡声子局が2

1ヶ所になりました。従来のアナログ無線ではですね、電波強度が弱くなるとそれに比例して雑音が多くなり、あるレベル以下になるともう雑音の方が多くなって実用になりませんが、デジタル無線では電波の強度がですね、あるレベル以上であれば雑音はなく、明瞭な音声で聞けえる特徴と、それから、子局の方からですね、情報が伝えられるという双方向という特徴がございます。昨年の導入前の説明ではですね、アナログ無線の難聴地区解消のために集会所21ヶ所を選定し整備し、災害時の情報伝達の迅速性や遠隔性を図るためと聞いております。

1番目にですね、これらの整備をした結果、従来の難聴地区の情報伝達が解消されたのか。いざ災害の時にですね、情報伝達は本当に大丈夫なのか。その検証がですね、きちっと行われたのかお伺いいたします。

2番目に、拡声子局設置に際しましては、周辺住民に説明をして了解が得られて設置されたのでしょうか。9ヶ所ではですね、従来のアナログ式からデジタル式に変えたということですが、12ヶ所については大きな音声を出す拡声子局が新設となったわけですが。一部の住民から苦情も来ているようですので、設置場所の選定にはどのようなことで決めたのかお伺いいたします。

3番目に、子局からの送信方法等ですね、取扱い方法がきちっと書面で整備されているのか。区長さん等にですね、関係者に説明されておられるのか。先月の19日のですね、春の消防団検閲式の終了後ですね、区長さんを集めて説明会があったようですけれども、取扱い方法等がですね、文書で渡されたのか併せてお聞かせください。

4番目に、戸別受信機はですね、現在もアナログ式でございます。電波の弱い地区ではですね、付属のロッドアンテナでは雑音が多く、聞こえません。過去に何回かアンケート調査を実施してですね、町ではどこの地区が難聴なのか分かっていると思うんですけども、難聴地区にですね、新規に貸与する時ですね、屋内アンテナを進めないのか。戸別受信機はですね、難聴対策というのは難しい問題がありますけれどもですね、何か抜本的な対策を考えるべきではないかなと思いますので、それもお聞かせ願いたいと思います。

5番目に、貸与したですね、戸別の受信機の管理についてお伺いいたします。私が始めて議員となった平成19年の12月議会でもこの防災無線について質問いたしました。戸別受信機の管理はですね、「貸与先の世帯主と事業者台帳を整備して管理している。」との答弁でございました。最近、いつ管理台帳をですね、整備したのか。最近のですね、貸与の総数、貸出し総数と稼働している総数、また、運悪くなってですね、廃棄されてしまった総数等の結果をお聞かせ願いたいと思います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長！

○総務課長 それでは、第2の質問にお答えをいたします。

町の防災行政無線につきましては、東日本大震災を契機といたしまして、防災情報の伝達機能を強化する目的で、屋外拡声機子局のデジタル化に取り組んできたところでございます。屋外拡声子局につきましては、これまでお城山を含めた9基からですね、22基に増やして屋外からの防災情報を町内全域へ届けられるようにと整備したところでございます。

1点目のですね、難聴地区の情報伝達と検証についてであります。難聴地区への情報伝達状況については、外部スピーカーによる音声伝達や再送信子局の設置による電波の増幅など、ある程度の改善は図られたものと考えております。

しかしながら、戸別受信機につきましては、デジタル化を図っておりませんので、受信状

態が良くないというケースがまだありまして、その戸別受信機の交換や屋外アンテナを設置するなどして対応しておるところでございます。今後もですね、現地調査等を実施して、各世帯及び地域の戸別受信機の受信状態を把握するとともに屋外アンテナを設置するなど、難聴地域の解消に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、２点目の屋外拡声子局の設置に際し、周辺住民の了解を得たかということでございますが、設置に際しましては、計画の段階から自主防災会の代表であります各地区の区長さん方にご説明を申し上げながら、設置作業を実施したところでございます。地域の防災力を高めるため、地区避難所等における防災基盤整備は重要であることは言うまでもないことではございますが、今回の屋外拡声子局の設置につきましても、地区住民の方々の万が一の時のための防災対策の一つとして整備したものでありますので、ご理解をいただいているものと考えております。

次に、３点目の関係者への取り扱い方法等の説明についてであります。今年度の先ほどご質問でもありましたが、消防団春季検閲式終了後にですね、町営グラウンドにおきまして、取り扱い方法等について、区長さん方を対象にですね、文書も持って説明会を開催し、実施させていただいたところでございます。また、各消防団につきましてもですね、消防団会議等、またポンプ性能検査等の中で説明をさせていただいております。

４点目の難聴地区対策であります。防災行政無線の受信状態が良くない難聴地区については、雑音が入る、音が良く聞こえないなどさまざまなケースがございます。こういった受信状態が良くないケースは、立地条件はもとより、本体の設置場所やアンテナの位置など戸別受信機の設置状態にも一因があると考えてございます。防災無線のデジタル化に伴いまして、町内３ヶ所にですね、再送信局を設置するなどして難聴地区の解消に努めているところではございますが、受信状態のよくない世帯については、個別にですね、現地調査を行いながら受信状態や戸別受信機の設置状況を確認して対応して参りたいと考えてございます。

５点目の台帳管理であります。防災行政無線システムにつきましましては、平成９年７月に運用を開始し、戸別受信機については災害情報等伝達的手段として全世帯を対象にお貸ししているところでございます。戸別受信機の貸与の台帳については、各世帯への配布を始めました当初平成９年度よりですね、作成管理しておりまして、最新の貸与件数であります。本年５月末現在で一般世帯が５，３４１台、事業所等に対しましては２１３台というふうになっておりまして、町内全世帯に対する設置割合は、約９７％ということになってございます。続きまして、現在町で把握しております廃棄された件数でございます。廃棄した件数でございますが、故障等によって修理不能となったもの、あるいは引っ越し等によって紛失したものなど計３２件というふうになっております。戸別受信機につきましましては、東日本大震災後にですね、防災情報の伝達手段の重要性が再認識をされまして、未設置世帯での新たな設置とかですね、あとは不具合のある機器の交換など、大変数多くの方の申請をいただいたところでございます。町といたしましては、今後、戸別受信機の未設置世帯の解消、それから、受信状態が良くない、または機器の不良など個別に対応させていただきたいというふうを考えておりまして、これまでも増してですね、広報等で周知を行い、いざという時のためにですね、情報伝達手段を充実させて参りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 再質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○１１番（小林鶴夫君） 最新式のデジタル式の拡声子局がですね、新設されたことによっ

て私どもの地域でもですね、ちょっとこの防災無線がまた話題となったわけでございます。現在、三春町ですね、1番人口が増えている下舞木2区の西ノ内団地。現在、43区画が販売されて既に38戸の家が建っております。ここについてですね、ちょっと緊急に調査をさせていただきました。34戸から回答が得られております。その内容につきましてはですね、自治防災グループにも報告してございますので、詳しいことはですね、その内容を見ていただければと思うんですけれども。このアナログ式の戸別受信機を持っている世帯がですね、回収した34戸の中で22戸、65%の方しかまだ持っていない。放送を聴いている世帯はですね、たったの5世帯だったんですね。この理由は取りも直さず電波が弱くてですね、まったく実用にならないということでですね、持っていてもほとんどの方が使っていないというのが難聴地区の実態なんですね。私も平成16年に下舞木4区、実は私のところもロードアンテナではどうしようもなかったもので、4区の区長を拝命した時に独自に調査いたしました。その時もですね、200戸以上あって100戸近くが使っていなかったという実態があったので、結局、下舞木ですね、新しい西ノ内団地でも同じ結果になってしまった。非常に残念でならない。今、難聴対策についてはですね、今のご答弁は過去のものご答弁いただいた内容でですね、実際ちょっと進歩していないんじゃないかなと。例えばアンケート調査を実施しているんですから、さっきも言ったとおり難聴地域は分かっているわけなんですね、そこにまた単なるロードアンテナ式の戸別受信機をお渡して終わりというのはですね、あまりにもちょっともったいないと思います。例えば、いま西ノ内団地でもですね、19戸の方が使っていないわけですね。その費用だけだって、大変な金額だと思います。それから、下舞木4区、これは9年前の調査ですけれども、100戸の家が使っていない。これもですね、1台31,500円と聞いておろしますので、それだけでも、4区だけでも300万の税金が無駄になっている。更にまた西ノ内団地、新しい世帯で無駄になっている。下舞木西ノ内団地は第2期をいま43区画やってまして、ほとんどが売れちゃった。もう現在、5、6戸の建ちはじめておりまして、そこにまたですね、同じような事を繰り返しているのかというのが、私にとっては非常に残念でならないということでですね、今まで防災無線を戸別に渡す時、最初から屋外アンテナで対応した家というのは何戸くらいあるか、今お分かりにならないかも知れませんが、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長！

○総務課長 お答えを申し上げます。

最初からですね、アンテナを設置したというものについては、ちょっと手持ちにないんですが、ちょっと若干ですね、過去の例を申し上げますと21年度にですね、全世帯を対象に先ほどご質問にありましたように、アンケート調査を実施した経緯がございまして、約200世帯で受信不可というふうな回答結果が出たためにですね、その翌22年度に訪問調査を実施してですね、三素子アンテナ取り付けとかですね、ダイポールアンテナ取り付け、そういったものを順次しておりましてですね、岩江地区はその時点で約42%の26世帯を調査して16世帯にアンテナを設置したというふうな結果がございます。それらも含めましてですね、「難聴地区は分かっているから最初から付けたらいいんじゃないか。」というふうなご指摘かと思いますが、今度はですね、アンテナを立てるよりですね、実はデジタル化しているものですから、受信機もデジタル化しないと逆にですね、良くならないのではないかとこのように考えておりまして、受信機の方のデジタル化を進めなくてはならないのではないかと

というふうに、実は考えているところございまして、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 再々質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番（小林鶴夫君） 最終的には、戸別受信機をいただいている家庭で聴こえるようにする。それが最終目標だと思いますけれども、それが完了するのは今のところ分からないと思いますよね。そうすると先ほど言ったとおり、災害時の情報伝達としては非常に難しくなる。先ほども言ったように西ノ内団地は近々80戸くらいになっちゃうんじゃないかなと。そのアンケートの中に、デジタル式の拡声子局を知っていますか、という事をお尋ねしましたら、34戸の回答の内1世帯しか知らなかった、というのが実態なんですね。それでその、下舞木集会所につけた拡声子局から音が聴こえますか、ほとんどが聴こえない。ようするに、たまにしか聴こえない。5戸しか聴こえない。それも時々しか聴こえないということですね、ほとんどの世帯が、西ノ内団地には情報が行っていないのが実態なので、是非ですね、近々80戸になりますので、2、3年のうちだと思いますけれどもなりますので、これは別途ですね、戸別受信機がアナログから総デジタル化になる前にですね、やっぱり考えていただきたいなと思います。

私、ちょっと余計な話しになりますけれども、現役時代この無線機などちょっと設計した経験もございまして、平成9年にアナログ式を採用する時にですね、ここら辺の検討がちょっと足りなかったんじゃないかなと残念でならないと思います。今度、またデジタル子局についてもですね、下舞木のその一部ではですね、同じような轍を踏んじゃっているという事ですね、下舞木西ノ内団地に拡声子局をつけて欲しいという希望もだいぶでますんで、そこら辺を含めてですね、検討していただければと思います。

○議長 答弁、いりませんね。

いただきたいですか。

○11番（小林鶴夫君） はい。

○議長 ありますか。

佐久間総務課長！

○総務課長 ご答弁申し上げます。

西ノ内団地は戸数が増えてですね、別途考えた方が良いのではないかと、というご指摘でございます。何か考えなくてはいけないと思いますが、屋外拡声機等で聴こえるようにしたいというふうには考えておりますので、そういった物も検討しながら進めて行きたいなというふうに思います。直ぐにというふうにはいかないと思いますが、そういった物も含めてですね、検討して行きたいというふうに考えております。

よろしくお願いします。

○議長 1番陰山丈夫君、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○1番（陰山丈夫君） 先に、町立三春病院指定管理者制度導入後の検証と結果についてお尋ねをしたいと思います。

平成19年4月から10年間の契約期間で星総合病院に運営を託しました三春病院ですね。5年経過した、昨年であります、どの様な検証をしたのか。また、その検証からですね、どの様な結果が得られたのかお尋ねをしたい。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

橋本副町長！

○副町長　　1 番議員のご質問にお答えいたします。

町立三春病院の運営につきましては、平成 21 年 3 月に三春病院経営プランを策定し、その内容に従って経営を行うこととしております。その経営状況の評価につきましては、町内医療機関の代表など地域医療に関する有識者や、町民代表、議会代表の方々から構成されます三春病院事業運営協議会において、毎年 1 回前年度の事業報告と決算状況について、指定管理者から詳しい説明を受け評価を行っているところであります。評価の点検の項目は、三春病院経営プランに基づく 7 つの大項目と 45 の小項目を設定しており、評価結果につきましては、ほとんどの項目において実施され、特に数値目標はプラン通り概ね達成されており、病院経営は順調であるとの評価を得ているところであります。

また、この結果につきましては、毎年町のホームページで公表しているところであります。

なお、残された課題であります、分娩に関する医療の確保につきましては、県内の深刻な医師不足の影響もあり困難な状況ではありますが、当初の目標実現にむけて、今後も継続して取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長　　再質問があればこれを許します。

陰山丈夫君！

○1 番（陰山丈夫君）　三春病院ですね、特別委員会を設けて特別委員会が 46 回にわたってね、議会と町といろんな関係者でね、協議をしたわけですね。それで、運営を託しているわけですが、その中にですね、先ほど答弁がありましたが、分娩ですね、非常に議題にあがったものだと思います。その 7 点の中の中の 45 項目の中にですね、先ほど答弁がありましたから、当然分娩のことについては、入っているんだというふうに思います。その他のことについてね、45 項目ですか、7 点と 45 項目については、ホームページには載っているということですが、私たちにはなかなか伝わってこないのがあります。それでですね、こういったきれいな三春病院記念誌というね、本も作ってもらいました。それから、あといろいろ会議録もありますので、その中からですね、星病院がですね、保育所の併設と病後時保育というのを掲げてますね、検討委員会の中で。それから、地元出身の医療従事者を積極的に採用していくとか。それから、病床の一部を地域のね、三春町の開業医の方に開放しますとか。出前講座ですね、どこでも健康教室を開きますとか。そういう項目がいろいろ述べられて来たわけなんです、そういったものがですね、実際実施されているのかどうか、ということですね。その辺については、ホームページを見れば分かるんだか知れませんが、そういったことをですね、広くやはり町民にね、知らせるべきではないかというふうに思います。ホームページを見る人というのは、パソコンをやっている人は多分見れると思いますが、それ以外の方は見れないわけですね、ですからそういう点でもですね、やはり広報を考えるべきじゃないかなというふうに思います。

それからですね、ちょっと繰り返しになりますが、特に産婦人科のことについてはですね、副理事長が、このように答えているんですけどね、「産婦人科の県立医大からの医師派遣については、医師が派遣されなくても維持できる体制を考えている。当病院にも複数の産婦人科医師はおり、医師を増やす努力もしている。産婦人科は三春病院の柱であり、田村地方で出産で場所が限られている現状を考えれば、地域は成り立たないので死守したい。」ということを述べていますね。この点については、相当深く突っ込んでですね、対処してもらわないと困るというふうに思います。

それから、保育所の併設については、「当初は、病院で働く職員を対象としてスタートすることになるが、現在50人規模の保育所を運営しており、そのノウハウを拡充し、町保育施設との連携を図ることができれば一般の方にも利用できる保育所にしていけると前向きに考えている。」というふうなことも言われております。

それから、職員の定住推進というのですね、これも星病院の方で言っておりますね。三春町にね、職員の住居を設置したいというようなことも言っておりますので、そういった点についてですね、もっと詰めていただけないのかなということで、答弁をいただきたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本副町長！

○副町長 それではですね、再質問に対するお答えをいたします。

まず、三春病院の経営状況とかですね、45項目等についての内容につきましては、先ほどホームページに掲載されているということでお答えしたんですけれども、全部をですね、広報等に載つけるのはいろいろ工夫が必要かと思えますけれども、それらについてできるだけですね、広報等を活用して町民の方にお知らせするように努めたいと思います。

それからですね、産婦人科の医師の確保につきましては、星総合病院の方でも努力されておりますし、町もですね、各地方からの県に対する要望の中で田村地方の要望として、三春病院の産婦人科への派遣と言いますか、要請は県の方にも行っておりますし、先ほどですね、少子化の答弁の中にも子育て支援大臣が5月に来られた時に、三春病院の産婦人科の医師の確保については国の方にもお願いしているということで、今ですね、町それから星病院と一緒になってそれらについては努めているところなんですけれども、現在ですね、郡山の総合病院で星病院は2名の医師のようなんですけれども、多い病院でも3名位しか確保されていない状況が現状であるということは話として聞いております。

それから、3点目のですね、星病院の保育所の件とそれから定住促進については今後ですね、私の方も星病院の今の状況と今後の考え方についても伺ってから皆さんにお知らせしたいと思います。なおですね、先ほど私、言いましたようにこの経営検討委員会の中には、議会から副議長さんなど2名の委員さんも出られておりますので、その方たちともそういう内容については意見交換をしながら星病院の今年度ですね、三春病院の今年度の経営検討会の際に話しを伺っていきたいと思っております。

○議長 再々質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○1番(陰山丈夫君) それでは2番目の質問。人口減少化に歯止めはかけられるのかということで、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計では、現在の出生率が続けば2060年の日本総人口は8674万人になると予想されております。町の人口対策で現人口は維持できますでしょうか。

昨年がですね7月1日の広報、今年6月1日の広報から差し引きますと177人が減少しているということでありますが、一つ今の対策で大丈夫かどうか。お答え願いたいと思います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 1番議員の質問にお答えいたします。

人口の減少は、町民生活の活力の低下を招くばかりではなく、地元経済や町財政にも大きな影響を及ぼす深刻な問題であると認識しております。また、日本全体が人口減少時代に入っており、歯止めをかけるのは至難の技であり、現在の町の人口を維持することは難しいと考えております。

町は20年度より少子化対策事業を重点の課題として位置づけ、すくすく赤ちゃん応援事業、多子世帯養育支援事業、2歳児歯科検診事業を含む乳幼児健康診査事業の拡充、医療費無料化の年齢かさ上げなどの町独自の施策を展開して参りました。

しかしながら、年間の出生数は、死亡数よりも多くはならず、また転入よりも転出の方が多いという人口動態は変わっておりません。とは申しまして、国・県の施策の動向を見ながら、予想よりも緩やかなカーブで減少に転じるよう、昨年、定住促進計画を策定し、現在、町有地に賃貸住宅を建設する場合、無償で貸し出す事業、自己所有の土地に賃貸住宅を建設した場合、奨励金を交付する事業、空き家・空き地のマッチング事業、新たなまとまった雇用に助成金を交付する事業など、住宅政策の充実、産業振興及び雇用対策、子どもを育てやすい環境の整備などを実施しておりますが、今後も、人口減少に歯止めをかけるべく、定住を促す施策を充実させて参りたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 再質問があればこれを許します。

陰山丈夫君！

○1番（陰山丈夫君） 三春町の定住促進計画の平成25年度の事業ということで、5月21日の全協の時に新しく示されましたけれども、2件ほど申請があるとかいろいろありましたが、この事業でですね、何件賃貸住宅とかそういう目標がぜんぜんこれないんですよね。こういうふうにやりますということだけなんですね。3年間ですね、28年3月31日までどれだけを目標にするのかというのがないので、その辺についてね、やはり明確にしておかなくてはいけないのかなと。目標がなくてね、はいこれやりますというのはではなかなか達成もできないだろうし、そういう努力義務もなにもないわけですね。そういうやり方はちょっといかがなものかなというふうに思ひます。

あと数年前ですけど、各まちづくり単位で土地利用計画ですか、それを作成したと思うんですけど、地域によってですね、開発に足かせをねしている部分があると思うんですよ。開発させないというね、ですからその辺の見直し等もしないと結局新しくね、家を持とうと考えればやはり便利なところですよ。利用のしやすいとこだと思うんですけど、そういったことなどは、もう一度やはり見直しをかけた方がよいのではないのかなというふうに思ひますね。各地域でやはり悩んでいるのは人口減だと思うんですよ。町はもちろんそうですが、各地区も悩んでいると思うんですよ。ですから、そういった面から見てもやはりその土地利用計画ですか、それはもう一度見直すべきではないのかなというふうに思ひます。それであと郡山と言うね、都市が隣町にあるわけですね、今度市長が変わりましたが、前の市長と同様にね、50万都市というね、構想を持っておりますので、そういったことはね、非常に目玉になると思うんですよ三春町にとってもね。ですから、三春町衛星都市としてね、生きていくというね、方法もあると思うんですよ。そういったことを考えればですよ、やはり土地利用ですね、もう一度考えてもらいたいというふうに思ひます。

それで町は今ね、お答えをしてくださいますと言う方が無理かも知れませんが、一番ね、運営しやすい総人口は何名なのか。これは答えのしようがないというような感じがしますが、その辺も併せてご答弁いただければ助かります。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本副町長！

○副町長 それでは、ただいまの再質問にお答えいたします。

町が今回作りしました三春町定住促進計画については、項目ですね、いろんな項目をもってできるだけ多くの人に町が意図とする受益を受けてもらうということで、いろんな項目で計画を作りしました。ただですね、数値目標が入っていないことについては、最初なんで、確かに数値目標を掲げてそれに向かってやるというのが実施計画のあり方だと思いますので、今後ですね、今年度の経過等を踏まえてですね、それらについては検討して参りたいと思いますのでご理解をいただきたいと思います。

2点目のですね、土地利用計画につきましては、現在各地区で作ってもらった土地利用計画については、国土法に基づいて土地利用を作ってもらったやつと町の開発要綱に基づいて住宅を造る場合の手續等をやっているものとですね、ありまして、土地利用計画の作成にあたっては各地区ごと、各集落ごとに集まっていたいただいて農地として利用すべきものと住宅として、何と言いますか、今後使って行こうというやつをですね、地元の方で色分けをですね、各地区ごとにやってもらっておりますので、ただいまご質問されたようなご意見があるとなれば、それは今後ですね、各まちづくり協会等を通してですね、今後のあり方をどうすべきかは検討させていただきたいと思います。

3点目のですね、人口につきましては長計の中でもですね、目標とする人口をうたっておりますけれども、現実的にはその目標人口とかけ離れておりますので、現段階で何人位が適正化ということについては、少しまだそれなりの資料がありませんので、それらのいついとも整理させていただきたいと思います。

以上です。

○議長 再々質問があればこれを許します。

陰山丈夫君！

○1番（陰山丈夫君） 全国でね、結局人口が減っているわけなので、その中でね、人口減に歯止めをかけるというのは、これは至難の技に近い。至難の技以上だと思いますけれども、それでもね、やはり町はいろんな子育て支援とかね、いろんなこの定住促進制度とかいろいろ取り入れているわけですので、減速化をね、せめて減速化に向けて進むという形でもとってもらえれば良いのかなというふうに思います。

そういった全体で減っている中でもですね、全国の町村の中には人口が増えている地区もあるんですよ。それは、私ら以上に情報を持っている執行側ね、どういったやり方をやっているかとか、そういったのは十分持っていると思います。資料としてね。ですから、その中でね、三春町が出来そうだなと思うものがあると思うんですよ。一番よりも二番でも良いですから、こういったものをね、やはり少しでもね取り入れて、とにかく減少化のスピードを緩めると、副町長がおっしゃったようにね、一つそのようにお願いしたいなというふうに思います。調査をしてですね、是非少しでも減速をして行くということに向かつてのね、考え方、更におんいしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 人口減少に歯止めをかけるというのは、まさに至難の技ですよ。今おっしゃった人口が増えている自治体もあるということですが、まさにそういう自治体もあり

ますね。ただ、県内を見てもみますとね、ずっと増えて来たのが西郷村ですよ。新幹線の駅が出来てきてからどんどん増えて来たという。特別な施策を講じからというよりは、そういう非常に交通の便といいますかね、利便性によって4号国道があり、新幹線の駅が出来て、ということだというふうに私はみて来たんですけれども、町としてはですね、出来るだけ歯止めをかけたいということではいろんなね、少子化対策、子育て支援、そして今回はですね、よその町から三春に転入した方に対するね、アパートの家賃の補助とかね、いろんな施策をいま住宅施策の一環として取り組んでいるわけなんですけれども、なかなかこれは非常に難しいですね。ただ、何もしていないというわけにはいかない。施策を講じることによって、出来るだけ歯止めをね、ブレーキをかけたいというかね、そういうこと以外にないのではないかと、こういうふうに考えておりますので、良い案がありました是非ともね、ご提案をいただければ大変ありがたいとこのように思います。

○議長 よろしいですか。

陰山丈夫君！

○1番（陰山丈夫君） 先ほどの質問で終わろうと思ったんですが、町長からですね、公共交通ですか、その話がちょっと出ましたので、三春町ですね、結局、新幹線、郡山駅から15分も掛からないで来ちゃうんですよ。それから、磐越道ですか、船引三春インターもあるわけですよ。ちょっと郡山分になりますけれども、東インターもありますね。郡山駅からですね、例えば郡山の美術館通りですね、あそこをですね、三春町に来ようとすれば、ここまで15分掛からないで車で来ますよね。私は非常に交通の便は良いと思うんですよ。例えばですよ、こういったね郡山からですよ、車で15分、電車で13分位ですか、こんな便利な所はないような気がするんですね。それで、それでしたらね、私なんかはちょっと提案したいんですが、少子化に向かって今大学が非常にしのぎを削っておりますね。優秀な人材を集めないと大学が存在できないということで、ですからもしあれだったら大学の誘致なんか一学部どうですか。学生がね、来ればこれは物凄く活気もでますし、住宅はもちろんお店、食堂すべてはやりますよ。だから、そういうですね、これからですね、人口減社会に向かって文部省もですね、教育だということを言ってますよね、国もね。優秀な人材を育てて、ようするに世界と対抗するんだというふうに国は話しをしております。そういう選択肢だって、これから可能ではないのかなというふうに思いますね。一つその辺のことについてお答え願います。

○議長 何かお考えがあれば答弁願います。ありませんか。

鈴木町長！

○町長 大学を誘致したらどうかということですが、言葉で言うのは可能ですが、大学誘致というのはそんなに簡単なものなのではないでしょうか。郡山市は大学誘致で失敗をした苦い経験がありまして、もう大学誘致の言葉は郡山市からは聞かれなくなりましたね、ということでもあります。

○議長 ございませぬね。

…………… 延 会 宣 言 ……………

○議長 それではお諮りをいたします。

本日の会議は、これで延会したいと思います、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれで延会することに決しました。

なお、明日 7 日の会議、いわゆる一般質問につきましては、午後 6 時に繰り下げて開会することといたします。

傍聴者の皆さん方をはじめ、それぞれ関係者の皆さん方、夜分遅くまで大変ご苦勞様でございました。ありがとうございました。

(午後 8 時 18 分)

平成25年6月7日（金曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

2番 渡 辺 泰 譽	3番 影 山 初 吉	4番 佐 藤 弘
5番 本 田 忠 良	6番 日下部 三 枝	7番 佐 藤 一 八
8番 渡 辺 正 久	9番 三 瓶 文 博	10番 佐久間 正 俊
11番 小 林 鶴 夫	12番 橋 本 善 次	13番 鈴 木 利 一
14番 渡 邊 勝 雄	15番 儀 同 公 治	16番 本 多 一 安

2 欠席議員は次のとおりである。

1番 陰 山 丈 夫

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 橋 本 清 文 書記 近 内 信 二

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴 木 義 孝
副 町 長	橋 本 國 春

総 務 課 長	佐 久 間 收	財 務 課 長	鈴 木 正 人
住 民 課 長	工 藤 浩 之	除 染 対 策 課 長	村 田 浩 憲
税 務 課 長	佐久間 幸 久	保 健 福 祉 課 長	影 山 敏 夫
産 業 課 長	佐 藤 哲 郎	建 設 課 長	伊 藤 朗
会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	遠 藤 弘 子	企 業 局 長	増 子 伸 一

教育委員会委員長	武 地 優 子	教 育 長	遠 藤 真 弘
教育次長兼教育課長	橋 本 良 孝	生 涯 学 習 課 長	滝 波 広 寿

農業委員会会長	宗 形 義 匡
---------	---------

代 表 監 査 委 員	大 津 茂
-------------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成24年6月7日（金曜日） 午後6時開会

第 1 一般質問

6 会議次第は次のとおりである。

（開会 午後6時）

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 それでは皆さん大変ご苦勞様でございます。傍聴者の皆さん方も大変ご苦勞様でございます。

会議に先立ち報告をいたします。一身上の都合により、陰山丈夫議員が欠席する旨の届出がありましたので、報告をいたします。

ただ今より本日の会議を開きます。

…………… 一 般 質 問 ……………

○議長 日程第1により、一般質問を行います。

議会の申し合わせにより、一般質問は、質問席において、一問一答により行います。

なお、前日と同様に、従来、質問回数につきましては、再々質問までとしておりましたが、更なる内容の充実を図るため、本定例会からは、試みとして、質問回数には制限を設けなくて、質問時間30分以内の時間制限で行います。

それでは、初日に引き続き通告による質問を順次許します。

13番鈴木利一君、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○13番（鈴木利一君） 議長のお許しをいただきましたので、先に通告しておきました点について、質問いたします。

まず1点目なのですが、コミュニケーション支援事業についてであります。

1点目の聴覚障がい者の方が手話通訳を利用する場合にはですね、現在は福島県聴覚障害者協会、そこからの派遣でもって利用しているわけですが、その利用実績、これがどうなっているのかお伺いしたいと思います。

2つ目の緊急時の対応などを考えればですね、三春町内で手話通訳者の確保、これをしないとないと思いますが、そこを伺いたいと思います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長！

○保健福祉課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

この事業は、障害者総合支援法に基づき、町が独自に実施する地域生活支援事業の一つです。現在、町は、県内で唯一委託可能な福島県聴覚障害者協会に事業の委託をしております。お質しの利用実績については、平成24年度は7名の方が延べ41回利用しております。なお、その内1名の方が半数以上の22回の利用となっております。

派遣依頼の内容についてですが、おもに学校行事の授業参観、医療機関の受診、更には運転免許証の更新等、様々なものとなっております。委託料につきましては、年間26万2,000円となっております。

次に緊急時の対応についてですが、当日の要請に対しても協会からの派遣対応ができていますと考えております。

しかし、今後は、現在町内で活動する手話サークル1団体がございますので、その活動内容等を把握しながら、意見交換もして、町内での手話通訳者の確保に向けた体制整備が出来るかどうか、協議、検討して参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長 再質問があればこれを許します。

鈴木利一君！

○13番（鈴木利一君） 今の答弁でかなり前向きな姿勢が伺われたんですが、一昨年ですね、大震災の時、原発事故で三春町内はヨウ素剤を配付したわけなんですけど、聴覚障がいの方が数日経ってからこのヨウ素剤配付が分かったと、いうふうな実態なんですよ。ということは、本当に緊急を要する事は今の今になってしまうんですね、必要なのは。そういうふうに考えれば本当に緊急を要するような、例えば病気になって医者に行くとか、例えば今

日の朝申し込んだからOKではなくて、本当に1時間2時間の間に必要とする方がやっぱりいるわけなんですよね。それを考えれば、本当に町内でもって手話通訳の育成をしていかなければならないと思うんです。厚生労働省でもですね、手話奉仕員の養成研修事業というのをやっておりますので、是非ともこういったものをですね、活用しながら町内のその1団体の手話サークル、これにてこ入れをしていってもっともっと手話通訳者が増えて、本当に今利用したい人に直ぐに対応できるような、こういった体制をとって欲しいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長！

○保健福祉課長 ただいまのご意見、お聞きいたしました。

確かに本当の早急な時の対応というものも考えなければいけないというのを痛感いたしましたので、今あるその団体の方たちがですね、どういう資格を持って、またどういう活動をしているかというのを意見交換して、前向きに進めて行きたいと思います。

○議長 再々質問があればこれを許します。

鈴木利一君！

○13番（鈴木利一君） 手話通訳なんですけど、聴覚障がい者の方は全員が手話をできるわけではありません。中には手話ができない方もいるわけなんです。そういった方のために、要約筆記者という制度もあるんですよ。つまり、簡単にメモ書きをして聴覚障がい者の方に提示をするといった制度もあるんですよ。こういった制度も合わせて聴覚障がい者の方が本当に便利になるようにですね、やって欲しいと思いますがいかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長！

○保健福祉課長 ただいまの意見についても検討して参りたいと思います。

○議長 ございませんか。

○13番（鈴木利一君） はい。

○議長 第2の質問を許します。

○13番（鈴木利一君） 2つ目の質問なんですけど、地域活動支援センターについてであります。

この事業はですね、主に精神障がい者の方が介護は必要としないんだけども就労継続のAとかB、こういった利用にも繋がらないという方が利用する制度なんですけど、この事業に対する対する問い合わせの現状、これはどのようになっているかお伺いしたいと思います。

2つ目にですね、第3期三春町障がい福祉計画の中で、町立三春病院との連携でもって、センターの設置を検討するという事になっていますが、現状はどのようになっているかお伺いしたいと思います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長！

○保健福祉課長 ご質問にお答えいたします。

地域活動支援センターは、市町村で行われる地域生活支援事業の一つで、障がい者を対象に創作的活動や生産的活動の機会を提供し、社会との交流促進や自分らしい生活の実現を支援する場所でありす。なお、田村地域にはまだ設置されていない状況です。この事業に対する問い合わせにつきましては、年に1、2件程度でございます。町は平成25年4月から障

がい者の相談体制の強化として、社会福祉協議会に、障がい者基幹相談業務を委託いたしました。今後、この相談業務において、本事業の内容を相談者に周知すると同時に、利用についてのニーズを把握したいと考えております。

2点目のご質問ですが、ニーズの把握をしたうえで、町立三春病院をはじめ社会福祉法人、NPO法人等の関係機関も含め協議検討して参りたいと考えます。

以上でございます。

○議長 再質問があればこれを許します。

鈴木利一君！

○13番（鈴木利一君） 今答弁にありましたように、問い合わせが年に1、2回ということは、この事業に対する認知度がまだまだ低いと思うんですね。なかなか介護それとも就労継続というふうなところで、ちょっと制度自体が中途半端な感じがするんですが、それであってもまだまだこの事業自体の認知度が低いと、併せて体制も整っていないので、町民の方がよく理解をしていない。該当者も含めてですね。ということがありますので、この事業の広報等について、もっともっと取り組んで行かないとなんないではないかと思うんですがいかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長！

○保健福祉課長 年に1、2回程度の問い合わせということは、いま議員おっしゃる通り周知が足りないものと思われれます。相談業務については各戸配付とかですね、広報配布によって、何でも相談してくださいということをPRはしたのですが、ただま本相談にも結びつかないという状況なので、どうすればもっと事業の周知ですね、出来るかをですね、戸別にするとかですね、いろいろ考えながらですね、進めて参りたいと思います。

以上です。

○議長 再々質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 6番日下部三枝君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○6番（日下部三枝君） それでは議長のお許しを得ましたので、通告しておきました3件についてお聞きいたします。

1件目、三春滝桜・街中観光結果の中から人員配置と人件費についてお伺いいたします。

25年度予算の補助金等にも載っておりましたが、桜の結果が終わり全員協議会に滝桜へ来ていただいた人たちの人数や観桜料の収入合計の結果報告がありましたので、この季節に配置された人たちに対する人件費など具体化したのではないかと思います。

1、駅から滝桜まで様々な所に配置された人員と所属団体とそれぞれに支払われる人件費。

2、それぞれ観光に携った団体の配置の住みわけ。についてお伺いします。

1、2に分けてありますが、関連性が強いのでこだわらずの答弁で結構です。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐藤産業課長！

○産業課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

今年の滝桜は、震災前の30万人には届きませんでしたが、昨年より1万8,000人増の約23万人の観光客の皆様においでをいただきました。また、今年は街のなかの観光対策

といたしまして、役場裏の駐車場を観光客に開放いたしました。満開の時には、平日でも日中には、満車になるような状態となりました。

1点目の観光対策の人員の配置と人件費ですが、まず、三春町観光協会を指定管理者といたしまして、4月6日から5月6日までの1ヶ月間、4,830万円で対策業務を委託いたしました。このうち駐車場及び周辺警備等に、延べ1,300人を配置し、人件費は、1,530万円ほどでございました。また、観桜料徴収には、延べ640人を配置いたしました。人件費は470万円でございました。また、シルバー人材センターには、仮設トイレを含む清掃委託といたしまして、43万円。救急のための看護師費用が27万円でございました。そのほか、ボランティア団体等の皆様にもご協力をいただきました。まず、観光ボランティアガイドの会には、滝桜と三春駅に17日間、延べ92人、三春さくらの会には、役場の脇において、街なかの観光客の案内を11日間、延べ130人のご協力をいただきました。また、地域の皆さん方にも大変お世話になりました。夜間警備には消防団中郷分団、土日の早朝警備には、交通安全協会中郷分会、清掃作業など環境整備には、滝地区の皆さん及び滝地区老人クラブの皆さんにご協力をいただきました。それぞれの団体には、観光協会から報償費を支出し支援を行っております。

2点目の団体の住みわけでございますけれども、業務内容によって事業所や各種団体の皆様方に、それぞれの役割を分担していただき、連携をとりながら滝桜や街なか観光客への「おもてなし」を行いました。今後とも、より良い滝桜観光、街なか観光の振興ができますように、対策を講じて参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長 再質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） それでは、今の答弁の中から4,830万円の中、640人で470万という答弁がありました。これは、どこにお願いした分なのかお聞きしたいと思います。

それと、それぞれの団体の住み分けという話しをしました。それで、全体的に皆さんにお願いしましたということですが、例えば駅前はどこだったのか。それから、この駐車場の辺、駐車場の所はどういう団体がいたのか。それから、滝桜の所にはどういう団体が配置されたのか。その辺をお聞きしたいと思います。

それから、先ほど報償費という話しがありましたけれども、報償費というのは夜間警備の方、それから、清掃、日中、そういう人たちに対する報償費、それともボランティアの桜の会、ボランティアガイドの会、そこまで入ったの報償費として支払われたのか、その3つについてお伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐藤産業課長！

○産業課長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目でございます。人件費の中で延べ640人、人件費470万円でございますけれども、まず繰り返しになりますけれども、駐車場及び周辺の警備につきましては、延べ1,300人、人件費1,530万円でございます。それで、駐車場から滝桜へ行く間に観桜料を徴収する自動販売機がございますけれども、その周辺に観桜料を徴収する係員を配置いたしました。その方々が延べ640人、人件費470万円でございます。これらの事業

につきましては、駐車場の警備、周辺警備については、警備会社の方をお願いをいたしました。また、観桜料の徴収につきましては、人材派遣会社の方に委託をいたしました。時間もですね、早朝から場合によっては夜間までございますので、その辺で人材派遣会社の方に人員をそれぞれお願いいたしました。

それとですね、人員の配置関係でございますけれども配置につきましては、三春駅につきましては、観光ボランティアガイドの方々にお願いをいたしました。ここに、うちの方で頼んだわけではないですが福島交通の方が配置をされております。あと役場の周辺でございますけれども、ここには桜の会の皆様にご協力をいただきました。また、土曜日曜で混雑する時とか平日でも混雑する時は、警備会社が駐車場の警備の方を行っております。それと滝桜の周辺につきましては、観光ボランティアガイドの方に配置をお願いいたしまして、おいでいただいた観光客の皆様方にご案内をするという役割をしていただきました。

それと３点目の報償費の関係でございますけれども、報償費につきましては、先ほど申し上げましたように地元の方々、消防団の中郷分団、交通安全協会の中郷分会、あとは地区の方々にも報償費をお支払いいたしました。また、観光案内をしていただきました観光ボランティアガイド会、また三春さくらの会の皆様方にも報償費をお支払いしております。

以上でございます。

○議長 再々質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○６番（日下部三枝君） 今の話しになりますけれども、その６４０人というところは派遣会社ということだったんですけれども、これは三春の派遣会社でしょうか。それで、もしも三春の派遣会社だとすれば、これは大変良いことかなと思って話しは聞いています。前にＪＴＢさんがやっていた時は郡山のボランティアの方が来てくださっていたんですけれども、やはりあれはやっぱり一つの通過点で、やはり三春でやることはやっぱり三春の人になるべく入ってもらうというのが私は原則かなと思っております。今回、もしも派遣会社が三春の人で三春の人たちがだいたい雇用されているとすれば、大変これは良いことだなと私は思っております。

ボランティアガイドの会それからさくらの会、それぞれにも報償金ということで渡されたということなんですけれども、ちなみに何ですけれども、さくらの会は私もその中に入っているものですから、食事券とかそれからコーヒー券ということで何か渡されたような話しは聞いております。ボランティアガイドさんについては、どのような方法で報償費が渡されたのか。それだけお聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐藤産業課長！

○産業課長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、１点目の人材派遣会社でございますけれども、三春の人材派遣会社を利用させていただきましたので、三春の方がかなり現場で働いていたということでございます。

あと２点目のですね、ボランティアガイドと三春さくらの会でございますけれども、まず今おっしゃられましたように三春さくらの会につきましては、報償費といいましてもお食事いただくお昼のお食事券とか飲み物とかそういった提供で、本当にわずかだったんですけれども、そういった提供をさせていただきました。あと、ボランティアガイドにつきましては、実際はかなりいろいろとですね、バスの方々の案内ということでバスに乗車をしたり、

バスから降りてきた方々を引率して街中を歩いたりという形で、かなり付きっきりでガイドをしておりますので、ボランティアガイドの皆さん方には手当という形で報償費をお支払いいたしました。

以上でございます。

○議長　　ございますか。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君）　ボランティアガイドの会の人には、手当ということで支払ったということなんですけれども、ちなみに1人いくら位なのかだけお聞かせください。

○議長　　当局の答弁を求めます。

佐藤産業課長！

○産業課長　　ただいまのご質問にお答えをいたします。

申し訳ございません。今ですね、具体的な金額につきまして、手元にちょっと資料がございませんので、調査をしてご報告をさせていただきたいと思います。

○議長　　少々お待ち願います。

○産業課長　　ただいまのご質問、お時間をとらせていただき大変申し訳ございません。

観光ボランティアガイドの皆様方にはですね、滝桜のご案内だけでございます。三春駅の方になりますとご案内をしたり、街中ご案内をしたりという形なんです、平均をいたしますとだいたい1人当り、92人の方々にお世話になったんですが、平均いたしますとだいたい1人当り2,200円の金額になるかと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長　　ございませんか。

○6番（日下部三枝君）　　はい。

○議長　　第2の質問を許します。

○6番（日下部三枝君）　　それでは、2件目に移ります。

役場庁舎が備えるべき機能のうち、来庁者のプライバシーに十分配慮した空間と動線配置について、という文言が文書に載っております。新庁舎建設検討の中で、役場庁舎が備えるべき機能として来庁者のプライバシーに十分配慮した空間配置を考えておられるようですが、読んでみると相談業務については、効率重視であっても相談者に対する思いやりを考えると、現在の相談室のあり方のほうがプライバシーの配慮の機能は果たしていると思います。

例えば、ある相談者はエレベーターに乗ってその階に降りて直ぐの部屋で行っております。誰にも合わずにその場に行けるように、現在は配慮されております。しかし、来庁者のプライバシーの配慮の部分には、窓口機能が集中する1階に相談室を設ける完全個室とあります。窓口機能が集中するということは、人の出入りが多いということで、そこに相談室を設けることが来庁者のプライバシーの配慮になるのでしょうか。

また、保健福祉業務も新庁舎に移動ということになると民生委員さんが関わる相談案件も窓口機能が集中する場所ということになり、プライバシーの配慮というところからは疑問が残ります。ですから、現在の相談業務のあり方のほうが、プライバシーの配慮の機能を果たしているように思われます。相談者の身になって考えると同じ平面の導線の中がはたしてプライバシーの配慮になるのか考えさせられます。むしろ、高さや点在ということも相談者から見ると必要にも思えます。事務効率と共に思いやりりの重視が町民にとって大事かと考えます。

当局の考えをお伺いします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木財務課長！

○財務課長 お答えいたします。

役場新庁舎に備えるべき機能については、町の行政サービスの将来動向を踏まえた行政サービスの提供のあり方について、基本的な方針を検討しております。現庁舎の現状を申し上げますと、1階窓口で、保険や納税などの相談を受ける場合、相談内容が隣席に筒抜けであり、また、個別の相談室がない状況であります。このようなことから、新庁舎には、プライバシーの確保に十分配慮できるよう数ヶ所の相談室を設けることとし、特に窓口機能が集中する1階には、個室型の相談室を設置したいというふうに考えております。

また、窓口カウンターについては、2人ずつ座ることのできる間隔とし、つい立てで区切るなどの配慮を行う考えであります。さらに、個人情報保護のため、執務と来庁者のスペースを明確に分離し、全ての課にカウンターを設置したいと考えております。町民サービスの充実を図る観点からは、住民課、税務課、保健福祉課の窓口を整理、統合し、ワンストップサービスに努めることといたします。

なお、生活保護やDV、心の相談など、深刻な相談等につきましては、事前予約制により、現保健センターの相談室もこれまで同様に活用して行きたいと考えております。

○議長 再質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） 今の答弁の中で、予約制という話が出ていまして、そこはなるほどなと思ったんですけども、つい立てで仕切っていくというそのところで、先ほど私の方で質問したのは、こちらの窓口の方に1階に来て相談しても、その時に窓口集中しているということは、人が多いのでそこでの相談というのは、やはり相談しにくいのではないかと考えております。ですから、出来ることなら階を改めるとか、そういうふうにして今の相談の仕方の方が良いのではないかなと考えております。なかなか相談する人は、人がいっぱいいるところで、今日は相談があるからといってそのすぐそばにある相談室に入るといって、その入る行為でさえ非常に気持ちの上では大変なことだと思います。やはり、なるべくそういう相談に来る方は、人に会わずに相談したいということがあるのだと思うので、かえって階を改めたところに相談室があった方が良いのではないかと思います。その辺はいかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木財務課長！

○財務課長 お答えいたします。

相談業務はいろいろありまして、私が答弁いたしましたつい立てにつきましては、例えば税の申告とかそういった形で見えないような相談をする場合、こういった相談の場合にはつい立て等で対応したいと考えております。

もう一つ、フロアを改めるとかそういったご指摘でございますが、現時点で町が考える案といたしましては、今回は窓口サービスといたしまして住民課、税務課、保健福祉課、これを統合することによって、そういった意味で町民の利便性を高めるというのが一つの考え方です。

ただし、議員がご指摘のとおり、相談室を配置する場合というのは、当然のことながら窓口カウンターの近くとか、若しくは我々の執務室の近くとか、そういった所であると非常に

問題だというのは認識しております。ということから、新庁舎の整備にあたりましては、人目を気にしないように相談者が訪れることが出来るような配置にしたいと思っていますので、それについては、今後十分検討して参りたいと考えております。

○議長 再々質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番(日下部三枝君) そういう配慮をするということで私の方も安心しましたけれども、相談する方もですけど相談される側、相談される人たちにとっても、やっぱり相談を受けやすい空間であることということをやっぱり大事にした方が良いんじゃないかなと思っています。その辺の配慮についても、一言いただければ幸いです。

○議長 答弁ございますか。

鈴木財務課長！

○財務課長 お答えいたします。

新庁舎におきましては、もう一つの考えといたしまして執務室と来庁者のスペース、これ今の役場ですとあいまいな形。つまり、カウンターがないので境がない状況でございます。このことから、新庁舎につきましては、全ての課におきましてカウンターを設けて明確に分離した上で、我々相談を受ける側の方も周りの人を気にしないで相談を受けられるような体制にしたいと考えております。

○議長 ございませんか。

○6番(日下部三枝君) はい。

○議長 第3の質問を許します。

○6番(日下部三枝君) それでは、第3件目に入ります。

国の経済成長戦略の影響と高齢化率の高い我が町の町民の生活防衛策について、お伺いいたします。

テレビを見ていますと、アベノミクスとか経済成長という言葉が飛びかい、若い人達へのインタビューの中では、ベースアップという景気のよい答えが返ってきます。先日からは、安倍総理の口から「10年かけて150万円の所得増」という話も出てきております。

しかし、我が町のように高齢化率が高く、国民年金での生活者にとっては、円安による物価の値上がりや来年の消費税値上げ等、負の影響が大きいのではないかと案じられます。

先日、ある人の話では、一泊旅行に行って昨年と同じお土産を買ったら、まさしく100円近く値上がりしていたそうです。

高熱水費等の値上がりは様々なところに波及します。年金暮らしの高齢者世帯は、年金のベースアップは望めない中、物価の値上がりは間違いなく直撃です。個人的選択が出来ない高熱水費のようなものの値上げ等について、生活防衛のため、町としてアドバイス等の策が考えられないか。大変小さい話かも知れませんが、そういう人たちに対するアドバイスも大事かと思っておりますので、出来れば気持ちが明るくなるようなアドバイス等の策が良いのですがお伺いいたします。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

工藤住民課長！

○住民課長 3つ目の質問にお答えいたします。

長引く景気低迷から脱出を図り、高齢化社会を支える制度を堅持するため、数々の政策が打ち出されておりますが、その過程で、国民負担が増大し生活が困窮するのでは、というふ

うなご指摘かと存じます。これらの政策によります具体的な影響については、まだわからない部分が多いことから、今は、一喜一憂することなく、冷静に推移を見守っていくべきものと考えております。

この基本的なことを踏まえまして、今の高熱水費等で何か明るい材料ということではございますが、まず我々のような事業所のような法人も個人の場合も、全体の資金の流れを把握するというのがやはり必要かと思えます。家計簿をつけるとかそういう細かい話しではなくても、少なくとも月々いくら入ってきていくら出るんだ、あるいは年間いくら入ってきていくら出るんだ、というその概数を掴むだけでもかなり客観的に見るができますので、是非ともそういうのは挑戦していただきたいなと。

あと高熱水費、これは固定費というふうな言い方でよろしいかと思えます。特にお年寄りなんかは、今までどこどこになんぼ払っていたからといことで、ある意味、本当の固定的な支払いになっているかと思うんですが、よくよく内訳を見て行くと家族構成も変わって、今では必要のない支出も含まれていることも多々ございますので、是非ともそのお金の出し入れをチェックしていただくというふうなことがあれば、よほど問題点がはっきりしてくるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長 再質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） 家計簿とかそれからお金の出し入れのチェック、大変重要なことだと思いますが、なかなかこれは高齢者にとって難しいということもあると思います。それで、端的にこうしたら良いんじゃないかというようにいろんな情報ですよ、そういう情報を町の方から流してもらえれば良いのかなと思うところがあります。昔といいますかね、20年前だとそういう時だと今とはちょっと事情が違いますけれども、合成洗剤とかそれから添加物とかそういうところで消費者の人たちが皆さん消費者運動として、いろんな会を作ってそこで、こういうことはどうなんだろうとか、これはだめだとか、そういうふうなことをみんな勉強してそれを情報として流していたような気がします。でも今はそういう情報がテレビとかネットを使って流れているので、そういう会もなかなか尻つぼみになりまして、無くなってしまったということもあると思います。逆に町の広報とかそういう情報を見て、そしてそれを今度広報で町の方から流すと、それから、意外に若い人たちが上手に自分のところで節約をやっているの、そういう情報をやはりある意味、町の方に流してもらうようなそういう手立てができるとまた違うのかなとちょっと考えております。一番一つだけ私が思うのは、例えば電気料、あれの基本料金というのちょっと節電するとアンペア数が変わってきますよね、そうするとアンペア数が変わった分、アンペア変更がいま電気会社に言うのと直ぐやってくれますね。そうすると基本料金が直ぐ下がるんですね。だからそういうふうな情報をちょっと流してもらうと良いのかなんては思っております。そういうようなことはどうでしょうか。ちょっとお伺いします。情報を流すということで。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤住民課長！

○住民課長 情報発信の方法で何かということでございます。例えばの例何ですが、県の場合、消費生活センターという所がございます。ここでは、出前講座というものがございまして、専門家を派遣していただけます。ただ、条件がございまして、ある程度人数が欲しいと

いうふうな最低条件がございますので、テーマをある程度絞っていただいて、今お話しにでたようなサークル的なメンバーが集まっていいただければ開催は可能かと思っておりますので、キーワードとしては専門家の意見を聞くというのがかなり効果があると思っておりますので、もし機会が許せばそういったものをご企画いただければというふうに考えてございます。

あと一般的な注意喚起、例えば高齢者を狙うような悪質商法に注意しましょうですとか、電化製品の事故が増えていますといった一般的な情報は、毎月の広報みはる等でも既にお知らせをさせていただいております。今後も続けて参りたいと思っております。

○議長 再々質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 3番影山初吉君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○3番(影山初吉君) 議長のお許しを得ましたので、先に通告しておきました4件について質問をいたします。

最初にですね、中期財政計画24年度のローリングを踏まえ、公共施設整備等についてお伺いをいたします。

今般、三春町公共施設整備方針検討委員会からの本答申を踏まえて、当局の懸案事業である三春小学校の耐震化、役場庁舎整備等の実施を位置付けした中で、中期財政計画では財政調整基金の年度末残高を6億円程度確保するとされてっていますが、27年度末で推定であります。2億1,600万円まで減少すると見込まれ、少し心配な面もございます。しかし、町債残高は平成14年度の136億円をピークにですね、平成25年度末には84億円まで減少する見込みであります。そのうちですね、財源対策債の残高約30億円は交付税、臨時財政対策債返済金として措置されます。将来負担比率もですね、200%を超えていましたが、現在100%を切るところまで改善されました。

今後、町民の要望を踏まえ、町民サービスの向上を図るため、公共施設整備、児童館、図書館も含めてであります。健全な長期財政計画を設定し、体力に見合った公共施設整備にどう取り組むのかお伺いをいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木財務課長！

○財務課長 3番議員のご質問にお答えいたします。

これまで経常経費や投資的経費の削減、補助金の整理合理化等に取り組んできたことにより、平成19年度には実質公債費比率21.1%、将来負担比率218%であったものが、23年度決算では、それぞれ13.9%、90.0%に改善し、町債残高においては、ピーク時の14年度に136億円であったものが85億円となり、9年間で51億円減少しております。

また、財政調整基金につきましては、24年度末残高が約7億4,000万円であり、24年度決算で生じた剰余金のうち3億円を積み増すと、取崩しも含め、25年度末残高は約8億円となる見込みであります。さらに、今回の6月補正予算において町債5,500万円を繰上償還することから、現時点においては基金残高、町債残高ともに中期財政計画よりも好調に推移しております。

一方で、中期財政計画には、図書館及び児童館の整備は含まれていないことから、これらの公共施設整備に当っては、財政状況を勘案しながら基金への積立てや、国庫補助金等を最

大限に活用することにより、町債発行を極力抑制して参ります。こうした取り組みにより、町債発行の際に許可が必要とされる実質公債費比率１８％を上回ることなく、２７年度の目標値である１０％程度、将来負担比率にありましては、９４％程度に近づくことができるよう、２５年度のローリングを行って参る考えであります。

○議長　再質問があればこれを許します。

影山初吉君！

○３番（影山初吉君）　ただいまの答弁です、まず１点は、公共施設整備に図書館、児童館が入っていないということでありまして、この２４年度ローリングの中ではですね、ごもっともであります。ですがですね、いま盛んに役場庁舎問題と絡めましてですね、一体的にやったら良いんじゃないかという話しも議会から出てましてですね、これは避けて通れない問題だと私は思います。そういう中でですね、将来負担比率がですね、２３年度末で９０％まで改善されました。

しかしですね、今聞いたら２７年度には９４％に反対にパーセントが上がるということは、健全な財政計画ではないのではないか。私はそう考えますがいかがでしょうか。

○議長　当局の答弁を求めます。

鈴木財務課長！

○財務課長　お答えいたします。

将来負担比率であります、確かに今後公共施設整備を行っていけば、当然に財政状況は悪化といいますか悪くなって行くものではあります。ただし、私が先ほど答弁いたしました将来負担比率９４％でございますが、これは国の示している基準に照しますと財政再生団体という基準があります。その基準となりますのは、将来負担比率が３５０％を超えた場合ですので、それが若干でも悪くなることは、議員おっしゃいますとおり、よろしいことではないのですが、ただ国が示している基準から比べれば、まだ十分に余裕があるような財政状況であるということと言えます。

○議長　再々質問があればこれを許します。

影山初吉君！

○３番（影山初吉君）　今の将来負担比率９４％、県平均は約５０％なんですね。まだまだ安心な数字ではございませんが、ここに私が述べましたとおりでですね、今後、町民の要望を踏まえ、町民のサービス向上を図るため、やはり借金をしないと町民サービスには結びつかないんですね。健全だ、健全だと言って、何もやらなければ財政は良くなりますが反対に町民サービスは落ちるということでもありますので是非ともですね、健全な財政企画を立てて体力に見合った整備をしていただきたいということで質問を終わります。

○議長　終わるんですか。終わりですか。

答弁をもらいますか。もらわないんですか。

○３番（影山初吉君）　もらいます。

○議長　どのような答弁。

○３番（影山初吉君）　健全な長期財政計画を立ててですね、町民サービスの向上を図るため体力に見合った公共施設の整備に取り組んでいただきたいということでありますので、その考えを伺います。

○議長　答弁を求めます。

鈴木財務課長！

○財務課長 お答えいたします。

現時点での財政状況の予測でございますが、一つは先ほど申しました図書館、児童館ともまだ建設費を算出しておりません。ということで、歳出が不透明だということと、昨今の報道によりますと避難者を受け入れている市町村に対する地方交付税が増額されるというような情報もありまして、現時点では歳入歳出ともに不確定要素が多くて正確に財政状況を推測するのは困難な状況ではあります。

しかしながら、議員おっしゃいますとおり、必要な公共施設整備は進めて行く必要がありますので、答弁の繰り返しになりますが、基金への積み増しとか国庫補助金制度の活用とか、必要があれば他の投資的経費の抑制なんかを図りながら、要はバランスを取りながら必要な公共施設の整備については着実に進めて参りたいと考えております。

○議長 ございますか。

○3番（影山初吉君） ありません。

○議長 第2の質問を許します。

○3番（影山初吉君） 2件目の質問に入ります。

今後のブータンとの交流について質問いたします。

ブータン訪問の一員として私も参加させていただきました。そういう中で国王にも会い、国賓並みの待遇を受けました。その裏を返せばですね、三春町に相当期待をしているんだなということを感じました。そういう事を踏まえて質問させていただきます。

今年2月末ですね、ブータン国王へ滝桜の子孫木を贈り、恩賜庭園へ植栽し同国と友好に向けた絆を一層深めて参りました。今後、相互交流を通して、毎年、桜の苗を寄贈、現地での苗木育成指導、街路植栽事業への協力、農業交流、子どもたちの相互訪問などが考えられますが、JICA、国際協力機構とブータン友好協会などと連携しながら、発展途上国ブータンへ温かい援助交流をすべきと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 3番議員の質問にお答えいたします。

日本ブータン友好協会等を通して、滝桜子孫木植栽の要請のありましたブータン王国へは、今年2月下旬から10名余りの使節団を結成・訪問し、ブータンと三春の末長い友好関係、多様な草の根交流に発展することを祈念して滝桜子孫木の植樹式などを行って参りました。

その際、ブータン側から桜の管理技術を含めた農業技術交流等の提案があったことから、これらの協力を進める資金を確保するため、JICAの草の根技術協力事業に応募する準備を進めているところであります。

この技術協力事業は、政府開発援助、いわゆるODAでございますので、町では、日本ブータン友好協会などの協力を得て実行委員会を組織して実施したいと考えております。引き続き、ブータン王国とは末永い交流を行って参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 再質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第3の質問を許します。

○3番（影山初吉君） 3件目の質問をいたします。

消防車両の見直しについてであります。

1番、現在、各部1台計26台の消防車両をですね、分団の防災センターへの移行や団員

の減少、部の再編などを踏まえ、消防力を落とさず、見直しの時期にきていると思いますが、町の考えをお聞かせください。

2 番目ですが、今まで以上に予防消防、啓蒙活動に取り組んでもらうため、軽バンなどの広報車両配置し、消防団だけではなく地域の自主防災会が防犯活動や見守り隊として、日中は青パト、夜間は消防広報車両として利用できないか。法的にクリアできれば検討すべきと考えますが、当局の考えをお聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長！

○総務課長 それでは、第3の質問にお答えを申し上げます。

消防団の活動につきましては、申し上げるまでもなく町民が安全で安心して暮らせるまちづくりのため、昼夜を問わず献身的活動を行っていただいております。常日頃の消防防災活動を行っていくためには、地域との連携、団員の確保、消防設備の充実が不可欠であります。特に、三春町においても団員数の減少対策は喫緊の課題となっておりまして、少子化や就業形態の多様化、地域連帯意識の希薄化などによりまして、消防力の低下が懸念されているところでございます。そうした中、町とそして消防団ではですね、「消防団活動の指針」及び「消防施設・設備の維持管理及び整備の指針」を作成しておりまして、計画的に施設整備等を進めてですね、いるところでございますが、今後は、これらの状況を踏まえまして、消防団の分団や部の体制の見直しや防災センター方式の検討を進めまして、効率的かつ効果的な消防力の維持に努めていかなければならないと考えております。

消防団を取り巻く環境を考慮しながらですね、地域の消防、防災力を低下させることなく消防団の体制と併せまして消防車両につきましても、消防団と協議しながら車両台数の適正化を進めて参りたいと考えております。

次に広報車両の配置についてでございますが、地域における消防活動や防犯活動は、日頃の地道な活動の積み重ねや地域住民を含め、各種団体相互の連携が何より重要であると考えます。地域に広報車両として配置し、消防及び防犯活動で併用することにつきましては、消防車両が緊急時、災害時に出動する必要があることから、防犯団体活動との調整が必要というふうに思われますけれども、多くの消防団がですね、地区の防犯団体に所属しているということもありますので、効果的な活動も期待できるものというふうに考えております。また、消防団、自主防災会や防犯団体とのより一層の連携強化も図られるものというふうに考えております。ご質問のですね、広報車両の配置につきましてはですね、法的にクリアできるかどうかそういったものを含めまして、消防団の体制及び消防車両台数の見直しと併せまして、消防団並びに防犯団体のご意見を踏まえながら、検討して参りたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長 再質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第4の質問を許します。

○3番(影山初吉君) 4点目の質問に入ります。

冬期間の交通事故と除雪、道路整備についてを伺います。

1 番目にですね、今年の冬は雪が多く、町内、国道県道も含めてですね、冬期間の交通事故件数は何件発生したのでしょうか。

2 番目に、除雪費用、融雪剤の購入額はいくらだったのか。事故件数と費用は前年比でどうだったのでしょうか。

3 番目、今後、道路整備予算をシフトチェンジし、極力新規事業を凍結して安全安心の町づくりのための道路整備を進めるべきだと思います。特に見通しの悪い場所、日陰地の木の伐採、カーブの解消、融雪剤購入費増額など、今年の検証を踏まえ、今後どのように取り組むのか町の考えをお聞かせください。

○議長 第4の質問に対する当局の答弁を求めます。

伊藤建設課長！

○建設課長 ご質問にお答えいたします。

1 点目の今年の冬期間の交通事故件数についてでございます、平成24年12月から平成25年3までの三春町における交通事故件数は176件で、前年同期より24件の増加でありました。

2 点目の除雪費用、融雪剤の購入額についてでございますが、除雪委託費用は、3回の出動で、8,737,890円、融雪剤の購入額は、661,500円でありました。対前年比は、交通事故が約1.2倍、除雪費用が約1.5倍、融雪剤購入額が約2.3倍でありました。

3 点目の件でございますが、日陰地の凍結しやすい道路については、町道後作石畑線や町道八島台2号線など、樹木の伐採を行っておりまして、凍結解消の効果をあげております。今後は、道路改良事業は基より、視距改良や危険箇所の解消など、道路維持修繕に引き続き取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 再質問があればこれを許します。

影山初吉君！

○3番（影山初吉君） 融雪剤の購入金額であります、今年は661,500円、前年比2.3%増だということですが、私も岩江地区は郡山市と隣接しておりまして、郡山市の交通団体等にはもう溢れるほどの融雪剤が来るんですね。我が町はですね、要望しても本当に1袋か2袋来るくらいで、本当に少ないと思うんです。これ、思い切って予算組めませんか、どうでしょう。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤建設課長！

○建設課長 すいません。融雪剤の購入の対前年度費は2.3倍でございました。2.3%ではなく、2.3倍でございます。

融雪剤の購入費につきましては、今年度については今のところ予算はついておりますが、なるべく多く予算の要求を今後して参りたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長 再々質問があれば許します。

影山初吉君！

○3番（影山初吉君） 質問の中でここがメインなんです、道路整備予算をシフトチェンジして、極力新規事業を凍結して安全安心な町づくりのために、融雪剤等、日陰地の解消等に充てるべきだということを質問しましたが、その新規事業凍結等についてはどういう考えをお持ちでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 町の事業、特に道路の改良要望とか修繕とか、非常に箇所数が多いんですね。それは、日常的に生活道路が支障をきたしているとかね、不便をきたしているとかいうふうな状況なんではないかなとそういうふう感じております。したがってですね、新規事業

を抑制してもという発言でありますけれども、この辺はやはりバランスの問題があるんだろうとこういうふうに思います。考え方としては、非常に大事だと思っておりますので、その辺を含めてですね、十分検討していきたいとこういうふうに思います。

ご理解をいただきたいと思います。

○議長　　ございますか。

○3番（影山初吉君）　　ありません。

……………・・ 散 会 宣 言 ・……………

○議長　　それでは、これにて一般質問を打ち切ります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしましたのでこれで散会といたします。

傍聴者の皆様方を含め、関係者の皆様方には夜分遅くまで、大変苦勞様でございました。

（午後7時18分）

平成25年6月12日（水曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 陰 山 丈 夫	2番 渡 辺 泰 譽	3番 影 山 初 吉
4番 佐 藤 弘	5番 本 田 忠 良	6番 日下部 三 枝
7番 佐 藤 一 八	8番 渡 辺 正 久	9番 三 瓶 文 博
10番 佐久間 正 俊	11番 小 林 鶴 夫	12番 橋 本 善 次
13番 鈴 木 利 一	14番 渡 邊 勝 雄	15番 儀 同 公 治
16番 本 多 一 安		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 橋 本 清 文 書記 近 内 信 二

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴 木 義 孝
副 町 長	橋 本 國 春

総 務 課 長	佐 久 間 收	財 務 課 長	鈴 木 正 人
住 民 課 長	工 藤 浩 之	除 染 対 策 課 長	村 田 浩 憲
税 務 課 長	佐久間 幸 久	保 健 福 祉 課 長	影 山 敏 夫
産 業 課 長	佐 藤 哲 郎	建 設 課 長	伊 藤 朗
会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	遠 藤 弘 子	企 業 局 長	増 子 伸 一

教育委員会委員長	武 地 優 子	教 育 長	遠 藤 真 弘
教育次長兼教育課長	橋 本 良 孝	生 涯 学 習 課 長	滝 波 広 寿

農 業 委 員 会 会 長	宗 形 義 匡
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	大 津 茂
-------------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成25年6月12日（水曜日） 午後5時15分開会

第1 付託陳情事件の委員長報告及び審査

第2 付託議案の委員長報告

第3 議案の審議

議案第47号 専決処分につき議会の承認を求めることについて（三春町税条例の一部改正）

議案第48号 専決処分につき議会の承認を求めることについて（三春町税特別措置条例の一部改正）

- 議案第 4 9 号 三春町避難広場整備工事請負契約について
 議案第 5 0 号 中郷地区仮置き場造成工事請負契約について
 議案第 5 1 号 町道路線の認定について
 議案第 5 2 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 5 3 号 三春町税条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 5 4 号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 5 5 号 三春町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 5 6 号 三春町保育所条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 5 7 号 三春町介護保険条例及び三春町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 5 8 号 三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 5 9 号 三春町墓地条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 6 0 号 三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 6 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
 議案第 6 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
 議案第 6 3 号 平成 2 5 年度三春町一般会計補正予算（第 1 号）について
 議案第 6 4 号 平成 2 5 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
 議案第 6 5 号 平成 2 5 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
 議案第 6 6 号 平成 2 5 年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第 1 号）について
 議案第 6 7 号 平成 2 5 年度三春町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
 議案第 6 8 号 平成 2 5 年度三春町下水道事業等会計補正予算（第 1 号）について
 議案第 6 9 号 町長等及び職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
 （追加）
 議案第 7 0 号 オスプレイの配備と飛行訓練の中止を求める意見書の提出について
 議案第 7 1 号 「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」の基本方針策定の早期実施を求める意見書の提出について

6 会議次第は次のとおりである。

（開会 午後 5 時 1 5 分）

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 それでは、ただいまより、本日の会議を開きます。

…………… 議案第 5 6 号の取下げの件 ……………

○議長 ただいま、町長から提出されている議案第 5 6 号「三春町保育所条例の一部を改正する条例の制定について」を取下げたいとの申し出がありましたので、「議案第 5 6 号の取下げの件」を日程に追加し、追加日程第 1 として、ただちに議題に供したいと思いますが、ご異議ありませんか。
 （異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、「議案第 5 6 号の取下げの件」を日程に追加し、追加日程第 1 とすることに決定いたしました。

○議長 追加日程第1により、「議案第56号の取下げの件」を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております「議案第56号の取下げの件」を承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、「議案第56号の取下げの件」については、これを承認することに決定いたしました。

……………付託陳情事件の委員長報告及び審査……………

○議長 日程第2により、付託請願陳情事件の委員長報告及び審査を行います。

付託請願陳情事件の委員長報告を求めます。

総務常任委員長！

○総務常任委員長 総務常任委員会が3月定例会において付託を受け、継続審査とし陳情事件及び6月定例会において付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について、報告いたします。なお、審査については、6月7日、第1委員会室において開会いたしました。

陳情事件第1号、オスプレイの配備と飛行訓練の中止を求める陳情書。

陳情者、田村市船引町笹山字岩乃作282、新日本婦人の会田村支部代表、佐藤真由美。

本陳情は、日米両政府が、軍用機・オスプレイを沖縄県の普天間基地に配備し、すでに訓練を開始し、さらに日本全土上空で飛行訓練を実施しようとしており、田村市は、低空飛行訓練ルートとなっているため、三春町民の命と安全を守る立場から、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

陳情項目、三春町議会として政府並びに国会に対し、オスプレイの配備と飛行訓練の中止を求める意見書を提出すること。

以上について、総務課長から説明を受け、慎重に審査した結果、本陳情については、妥当と認め、全員一致採択すべきものと決しました。

陳情事件第5号、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」の基本方針策定の早期実施を求める意見書の提出について。

陳情者、I 女性会議福島県本部副議長・田村支部議長、福島県退職女性教職員あけぼの会田村支部長、仁井田彰子。I 女性会議田村支部事務局長、佐久間寿子。

本陳情は、平成24年6月に成立した法律の基本方針が、いまだ策定されておらず、原子力事故の被災者支援、放射性物質への対策や健康への影響に対する取り組みなど、具体的な施策の実現に至っていないことから、基本方針策定の早期実施を求める意見書の提出を求めるものであります。

陳情項目、国に東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律の基本方針策定の早期実施を求める意見書を提出すること。

以上について、総務課長の説明を受け、慎重に審査いたしました結果、原子力災害における総合的な被災者生活支援等の施策について、早期実施が必要であると考え、全員一致で採択すべきものと決しました。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があればこれを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

ただいまの、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

…………… 付託議案の委員長報告 ……………

○議長 日程第3により、付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員長！

○総務常任委員長 総務常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、6月6日日程設定を行い、6月7日及び11日、12日の3日間、第1委員会室において開会いたしました。

議案第47号、「専決処分につき議会の承認を求めることについて」。

税務課長の出席を求め、本案に関する説明を受けました。本案は、地方税法の一部を改正する法律が、本年4月1日に施行され、固定資産税に係る納税義務者の特例措置の改正が行われたことに伴い、三春町税条例の一部を改正したものであり、全員一致、本専決処分は承認すべきものと決しました。

議案第48号、「専決処分につき議会の承認を求めることについて」。

税務課長の出席を求め、本案に関する説明を受けました。本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が、本年4月1日に施行され、固定資産税の課税免除に係る適用期限が延長されたことに伴い、三春町税特別措置条例の一部を改正したものであり、全員一致、本専決処分は承認すべきものと決しました。

議案第49号、「三春町避難広場整備工事請負契約について」。

総務課長の出席を求め、本案に関する説明を受けました。本案は、三春町避難広場整備工事請負契約について、議会の議決を求めるものであります。審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第52号、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」。

総務課長の出席を求め、本案に関する説明を受けました。本案は、寒冷地手当の支給を平成25年11月から平成28年3月までの間、停止するため、本条例の一部を改正するものであり、審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第53号、「三春町税条例の一部を改正する条例の制定について」。

税務課長の出席を求め、本案に関する説明を受けました。本案は、地方税法の一部改正により、個人町民税に係る寄付金税額控除の見直しなどが行われたことに伴い、本条例の一部を改正するものであり、審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第58号、「三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について」。

総務課長の出席を求め、本案に関する説明を受けました。本案は、平成25年8月1日から、沢石小学校を旧沢石中学校交流施設に移転させることに伴い、同校跡施設を旧沢石小学校交流施設として利用するため、本条例の一部を改正するものであり、審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第63号、「平成25年度三春町一般会計補正予算（第1号）について」。

総務課長及び財務課長の出席を求め、補正予算（第1号）全般について、詳細な説明を受けました。所管に係る事項のうち、今回の補正予算は、歳入においては不動産売払収入、東日本大震災復興基金繰入金、雑入等の追加と、財政調整繰入金の減額であります。歳出においては、財産管理費、消防施設整備費の追加と、職員人件費の減額が主なものであります。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第69号、「町長等及び職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について」。

総務課長の出席を求め、本案に関する説明を受けました。本案は、地方公務員の給与改定に関する取扱いについて、国家公務員の給与減額措置に準じて必要な措置を講ずるよう、閣議決定及び総務大臣要請等があったことにより、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における町長等及び職員の給与減額を実施するため、本条例を制定するものであり、審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 経済建設常任委員長！

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が本定例会において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は6月6日に日程設定を行い6月7日、10日、12日の3日間、現地調査を含め第4委員会室において開会いたしました。

議案第51号、「町道路線の認定について」。

議案第60号、「三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」。

この2議案は、現地調査を含め建設課長の説明を受けました。

議案第51号については、大字熊耳地内の町道路線の認定です。

議案第60号については、栗林住宅1戸の用途廃止によるものです。2議案とも、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第63号、「平成25年度三春町一般会計補正予算（第1号）について」。

建設課長、産業課長、商工観光グループ長、農林グループ長の出席を求め補正予算（第1号）についてそれぞれ詳細な説明を受けました。所管に係る事項のうち歳入については、総務費県補助金、財産貸付収入、雑入の増額と、滝桜観桜料の減額です。歳出は農業費、住宅費の増額であり、商工費、道路橋梁費、河川費、都市計画費については、主に人件費の減額による補正であります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第67号、「平成25年度三春町水道事業会計補正予算（第1号）について」。

議案第68号、「平成25年度三春町下水道事業等会計補正予算（第1号）について」。

この2議案は、企業局長の出席を求め、補正予算（第1号）についてそれぞれ説明を受けました。

議案第67号は、繰り上げ償還を行うため、収益的支出において営業外費用を減額し、資本的収入及び支出においては、借換えも含め企業債の補正を行なうものです。

議案第68号は、公共下水道事業、及び農業集落排水事業に係る繰り上げ償還を行うため、収益的支出において営業外費用を減額し、資本的収入及び支出においては、農業集落排水事業の借換えも含め、企業債の補正を行なうものです。

2議案とも慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決し

ました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 文教厚生常任委員長！

○文教厚生常任委員長 6月定例会において文教厚生常任委員会が付託を受けた議案について、その審査の経過と結果を報告いたします。本委員会は、6月6日に日程設定を行い、6月7日、10日、11日の3日間にわたり、第3委員会室において開会いたしました。

議案第54号、「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」。保健福祉課長及び国保医療グループ長の出席を求め、本案に対する詳細な説明を受けました。国民健康保険法施行令の一部改正により、特定世帯等に係る国民健康保険税の軽減特例措置の延長及び軽減判定所得算定特例が恒久化されたことに伴い、本条例の一部を改正するものがあります。以上、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第55号、「三春町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例の制定について」。

教育長、教育次長の出席を求め、本案に対する詳細な説明を受けました。本案は、平成25年8月1日から、三春町立沢石小学校を旧沢石中学校交流施設に移転させることに伴い、同校の位置の表示を変更するため、本条例の一部を改正するものであります。以上、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第57号、「三春町介護保険条例及び三春町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」。

地方税法の一部改正により、現在の低金利の状況に合わせ延滞金等の割合の引下げが行われたことに伴い、関係する三春町介護保険条例及び三春町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものであります。以上、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第59号、「三春町墓地条例の一部を改正する条例の制定について」。

住民課長の出席を求め、本案に対する詳細な説明を受けました。本案は、町営墓地として新設する平沢町営墓地について、位置及び名称並びに使用料を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。現地調査を行い、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第63号、「平成25年度三春町一般会計補正予算（第1号）について」。

教育長、教育次長、生涯学習課長、住民課長、保健福祉課長の出席を求め、所管に係る分について、それぞれ詳細な説明を受けました。議案第63号のうち教育課所管に係る分の歳出については、保育総務費、認可外保育所費、保育所費、教育総務費、幼稚園管理費、学校給食費の減額及び小学校費、中学校費の増額であります。生涯学習課所管に係る分の歳入については、不動産売払収入、東日本大震災復興基金繰入金、雑入の増額であり、歳出については、児童館費、社会教育総務費、歴史民俗資料館費、図書館費の減額及び交流館費、文化財保護費、自然観察ステーション費、保健体育総務費の増額であります。住民課所管に係る分の歳出については、戸籍住民基本台帳費の減額及び清掃総務費の増額であります。保健福祉課所管に係る分の歳出については、保健衛生総務費の減額及び社会福祉総務費、国民健康保険費、介護保険事業費、予防費の増額であります。以上、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第64号、「平成25年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」。

議案第65号、「平成25年度三春町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」。

以上2案について、保健福祉課長の出席を求め、本案に対する詳細な説明を受けました。
議案第64号の国民健康保険特別会計に係る歳入については、繰越金の追加と、国民健康保険税、国庫負担金の減額であり、歳出については、予備費の追加であります。

議案第65号の介護保険特別会計に係る歳入については、国庫補助金、一般会計繰入金の追加で、歳出については、介護認定審査会費、人件費、予備費等の追加であります。以上、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長　なお、議案第50号、議案第61号、議案第62号、議案第66号の4議案につきましては、委員会には付託せず全大会で審査を行ないましたので、申し添えておきます。

……………・・ 議 案 の 審 議 ・・……………

○議長　日程第4により、議案の審議を行います。

議案第47号、「専決処分につき議会の承認を求めることについて」を議題といたします。
これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第48号、「専決処分につき議会の承認を求めることについて」を議題といたします。
これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第49号、「三春町避難広場整備工事請負契約について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第50号、「中郷地区仮置き場造成工事請負契約について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第51号、「町道路線の認定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第52号、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第53号、「三春町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第53号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第54号、「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第54号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第55号、「三春町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第５７号、「三春町介護保険条例及び三春町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第５７号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第５８号、「三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第５８号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第５９号、「三春町墓地条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第５９号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第60号、「三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第60号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りをここでいたします。

議案第69号は、予算審議に関わる条例案件であり、議案の審議の順序を変更して、先に審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案の審議の順序を変更し、議案第69号を先に審議することに決定しました。

○議長 議案第69号「町長等及び職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第69号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第61号、「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案件は人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、議案第61号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり加藤康子氏を人権擁護委員候補者に推薦することに同意することに決定をいたしました。

議案第62号、「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案件は人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、議案第62号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり高橋正美氏を人権擁護委員候補者に推薦することに同意することに決定をいたしました。

議案第63号、「平成25年度三春町一般会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第63号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第64号、「平成25年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第64号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第65号、「平成25年度三春町介護保険特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第65号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第66号、「平成25年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第66号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第67号、「平成25年度三春町水道事業会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

収益的支出、及び資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第67号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第68号、「平成25年度三春町下水道事業等会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

収益的支出、及び資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第68号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 議案の提出(議員提出議案) ……………

○議長 お諮りいたします。

ただいま、9番三瓶文博外2名より、議案第70号、「オスプレイの配備と飛行訓練の中止を求める意見書の提出について」、3番影山初吉外2名より、議案第71号、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律の基本方針策定の早期実施を求める意見書の提出について」が提出されました。この際、日程に追加して議題にしたいと思いますがご異議ありませんか

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第70号並びに議案第71号の2議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。議案を配付いたしますので、少々お待ち願います。

(議案書配付)

○議長 配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長 議案第70号、「オスプレイの配備と飛行訓練の中止を求める意見書の提出について」を議題といたします。

趣旨説明の説明を求めます。

9番三瓶文博君!

○9番(三瓶文博君) 議案第70号、「スプレイの配備と飛行訓練の中止を求める意見書の提出について」。

地方自治法第99条の規定により、オスプレイの配備と飛行訓練の中止を求める意見書を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

平成25年6月12日提出。

提出者、三春町議会議員、三瓶文博。

賛成者、三春町議会議員、橋本善次。

賛成者、三春町議会議員、小林鶴夫。

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配布いたしました意見書のとおりであります。

平成25年6月12日、三春町議会議長、本多一安。

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

○議長 討論なしと認めます。

○議長 これより、議案第70号を、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決し、各関係機関に意見書を提出することに決しました。

○議長 議案第71号、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律の基本方針策定の早期実施を求める意見書の提出について」を議題といたします。

趣旨説明の説明を求めます。

3番影山初吉君！

○3番（影山初吉君） 議案第71号、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律の基本方針策定の早期実施を求める意見書の提出について」。

地方自治法第99条の規定により、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律の基本方針策定の早期実施を求める意見書を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

平成25年6月12日提出。

提出者、三春町議会議員、影山初吉。

賛成者、三春町議会議員、本田忠良。

賛成者、三春町議会議員、鈴木利一。

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配布いたしました意見書のとおりであります。

平成25年6月12日、三春町議会議長、本多一安。

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

○議長 討論なしと認めます。

○議長 これより、議案第71号を、採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決し、各関係機関に意見書を提出することに決しました。

○議長 ただいま、総務、経済建設、文教厚生各常任委員会委員長、並びに議会運営委員会委員長より所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より申し出のとおり所管に係る事項について、閉会中の審査、調査に付することに決定をいたしました。

○議長 ただいま、桜川河川改修推進、三春町町立学校再編等調査の各特別委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の委員長より申し出のとおり所管に係る事項について閉会中の審査、調査に付することに決定をいたしました。

…………… 町 長 挨拶 ……………

○議長 本定例会の会議に提出された議案は全て終了いたしました。ここで町長より発言があればこれを許します。

鈴木町長！

○町長 6月定例会、議員の皆さん方には精力的に議案審査をしていただきまして、ご苦勞様でした。1議案、取下げをさせていただきましたが、それ以外はすべて、承認、同意、可決をしていただきまして誠にありがとうございます。

梅雨の季節を迎えました。更に暑さも加わって参ります。健康に留意の上、御活躍を祈念いたしまして挨拶いたします。

ご苦勞様でした。

…………… 閉 会 宣 言 ……………

○議長 大変ご苦勞様でございました。

これをもって、平成25年三春町議会6月定例会を閉会とさせていただきます。大変ご苦勞様でございました。

(閉会 午後5時59分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年6月12日

福島県田村郡三春町議会

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

議 案 審 議 結 果 一 覧 表

議案番号	件 名	採決	議決の状況
議案第47号	専決処分につき議会の承認を求めることについて (三春町税条例の一部改正)	全 員	原案承認
議案第48号	専決処分につき議会の承認を求めることについて (三春町税特別措置条例の一部改正)	全 員	原案承認
議案第49号	三春町避難広場整備工事請負契約について	全 員	原案可決
議案第50号	中郷地区仮置き場造成工事請負契約について	全 員	原案可決
議案第51号	町道路線の認定について	全 員	原案可決
議案第52号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第53号	三春町税条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第54号	三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第55号	三春町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第57号	三春町介護保険条例及び三春町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第58号	三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第59号	三春町墓地条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第60号	三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第61号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	全 員	原案同意
議案第62号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	全 員	原案同意
議案第63号	平成25年度三春町一般会計補正予算(第1号)について	全 員	原案可決
議案第64号	平成25年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	全 員	原案可決

議案番号	件 名	採決	議決の状況
議案第65号	平成25年度三春町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	全 員	原案可決
議案第66号	平成25年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第1号）について	全 員	原案可決
議案第67号	平成25年度三春町水道事業会計補正予算（第1号）について	全 員	原案可決
議案第68号	平成25年度三春町下水道事業等会計補正予算（第1号）について	全 員	原案可決
議案第69号	町長等及び職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第70号	オスプレイの配備と飛行訓練の中止を求める意見書の提出について	全 員	原案可決
議案第71号	「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」の基本方針策定の早期実施を求める意見書の提出について	全 員	原案可決